

Title	マカオのセミナリオ
Sub Title	A Seminary of Macao
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1994
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.1 (1994. 9) ,p.1- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19940900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのセミナーリオ

一

キリシタン時代のカトリック布教史上、マカオが日本と深い結びつきを持ったことは言うまでもないが、その具体的事蹟の一つとして、マカオに作られた日本人のためのセミナーリオについて記述してみたい。

その当時マカオには、教育機関としてコレジオとセミナーリオがあった。この内コレジオについては、既によく知られている*。

*マカオのコレジオについてはいささか紛らわしさがある。というのは、サン・パウロ・コレジオとマードレ・デ・デウス・コレジオという二つの名が記録に見えるからである。

マードレ・デ・デウス・コレジオの名称を記すの

マカオのセミナーリオ

高瀬 弘一郎

は、フランシスコ・ロドリゲスである。即ち、マカオにはマードレ・デ・デウス・コレジオがただ一つあり、これは一五六五年に作られたイエズス会レジデンシアが基になって、一五七二年読み書きを教える学校が増設され、後にラテン語の授業も加わり、一五九四年一二月コレジオになった旨を記す⁽¹⁾。

しかし他の主な文献はほとんど凡て、サン・パウロ・コレジオと記す。即ち、ジュングステット、マヌエル・テイシェイラ、シュツテ、クーパーの諸氏の記載は、細部に若干の異同はあるが、一五六五年に作られたイエズス会レジデンシアが、同地の布教の伸展に即応して改組・発展、一五九四年一二月にサン・パウロ・コレジオが出来たこと、およびそのコレジオに隣接して設立された教会が、マードレ・

デ・デウス教会と呼ばれたこと等を明らかにすると
言つてよい。⁽²⁾

一六三七年にマカオに立ち寄つたピーター・ムン
デイは、その旅行記の中でこのコレジオに触れ、
Collidge (called St. Pauls)と記している。⁽³⁾

コレジオの名はサン・パウロ、それに隣接した教
会の名はマードレ・デ・デウスという所に落着きそ
うだが、しかし多くの原史料に Colegio da Madre
de Deos の名が見えるし、例えばジョアン・ロド
リーゲス著『日本小文典』⁽⁴⁾の発行所は Colegio da
Madre de Deos である。⁽⁵⁾ マードレ・デ・デウス・コ
レジオの名もまた、当時正式名称として使用された
ことは、確かである。右にマヌエル・テイシェイラ
はサン・パウロ・コレジオと記す旨述べたが、実は
彼はマードレ・デ・デウス・コレジオとも記してい
る。⁽⁶⁾

二つの名称が混用されるに至つた理由の説明にな
り得ると思うが、同じテイシェイラの著書には、サ
ン・パウロ・コレジオはマードレ・デ・デウスに捧
献された旨見える。⁽⁷⁾ これに関連して、右に見える
マードレ・デ・デウス教会 Igreja da Madre de Deus

は、一般にサン・パウロ教会 Igreja de S. Paulo と
呼ばれていたと言ふ。⁽⁸⁾ コレジオ・教会共にその名称
については、サン・パウロかマードレ・デ・デウス
か確定するのは困難であり、なお疑問を残す。

しかしいま一方のセミナリオについては、あまり知ら
れていないのが実情のようである。以下キリシタン時代
マカオにおける、日本人のためのセミナリオについて取
り上げ、それについて可能な限り明らかにしてみたい。

二

一六〇七年一月一七日付けリスボン発、ポルトガル国
王のインド副王宛て書翰に、次のように見える。

「その「インド」領国のイエズス会の管区長と修道士
たちから朕のもとに、次のような報せがあつた。即ち、
マカオ市のポルトガル商人たちの喜捨を資金に、彼らは
同市に五〇人の日本人とシナ人のためのセミナリオ用に、
カーザを一軒建てた。「その五〇人は」イエズス会に入
会した者もいれば、既にその地の教会での奉仕に従事し
ている者もいる。その「セミナリオの」中で必要な
^{シエンシヤス}学問を彼らが修得するためであり、またインドやヨー
ロッパから行く同イエズス会の修道士たちが、日本人や

シナ人の言語と習慣とを学ぶためでもある。前述の地域に対して行なう聖福音の宣布に、一層良く従事出来るようにするためである、と。前述のセミナリオの colleges を養うための必需品を持たないので、彼らは朕に對し、朕の判断によりその補給を命じてほしいと要望している。前述のセミナリオはその地域の維持のために大層有益であろうと、貴下^{a)}が朕に書き送ってきたので、この件について朕がより良い決定をするために、次のことを知っているのがよい。即ち、前述のセミナリオは何を所有しているか、今まで何を財源に維持されてきたか、誰がその維持費を与えたのか、今後〔同セミナリオに〕必要となるであろうものは何か、マカオで与えることが出来るようにそれは同地にあるか。それ故朕は、これを知らせることに、その情報に添えて自分の見解をも朕に申し述べることを、首座大司教とシナ司教^{b)}に依頼するよう命じる。貴下もまたそれを行なうこと。それを得て、より一層神と朕への奉仕となることを、〔貴下が〕命じるためである。そして適宜、貴下が適切と判断し、必要と考える支援を彼らに与えること。彼らが後戻りしたり、この聖務の続行を放棄したりすることのないようにするためである。このセミナリオから期待される成果の故で

マカオのセミナリオ

ある。^{g)} (傍線引用者)

右の国王の書翰から、次のことが分かる。

一、イエズス会はマカオにセミナリオを一つ作った。五〇人の日本人とシナ人の修学、および日本とシナの言語・習慣の習得とを目的とした。

二、イエズス会士は同セミナリオのための経済的援助を、国王に要望した。

三、国王はゴア大司教とシナ司教に對し、同セミナリオの資産、その運営の財源、出資者、今後予想される不足額、マカオにおいて支給可能か、等について調査して知らせることに、それに関する自分の見解をも申し述べることを指示した。

四、インド副王に對しても、同じことを命じ、併せて適宜必要と考える支援を同セミナリオに与えるよう指令した。

右に見える「セミナリオ」であるが、書翰の日付以前にマカオに、日本やシナの布教を目標にしたイエズス会セミナリオが存在した事実はない。このセミナリオとは、先に記したサン・パウロ・コレジオのことであろう。司祭養成機関としてのコレジオのことを、セミナリオと呼

ぶことは珍しくない。⁽¹⁰⁾ 右の書翰に、「前述のセミナリオの collegiæ」との文言が見えることも、注目すべきであろう。従つて、右のポルトガル国王の書翰は以下取り上げる、マカオのセミナリオに関する史料にはならない。

ポルトガル国王は一六一八年二月付けで、右の引用箇所のみを略同文再録した書翰を、インド副王宛てに書き送つて⁽¹¹⁾いる。先の一六〇七年一月一七日付け書翰は、引用箇所の前後に、別の内容の記述が続く長文の手紙であるが、こちらはマカオのセミナリオの件だけの短い書翰である。サン・パウロ・コレジオをセミナリオと記している点は、従つて同じである。

略同文であるが、若干異同がある。文意に關係ない微細な点は無視すると、文中に傍線で示した二箇所が、その主なものである。即ち(a)の「貴下」が一六一八年二月付け書翰では、「副王ドン・マルティン・アツフォンソ・デ・カストロ——神よ彼を赦し給え——」となつており、(b)の「首座大司教とシナ司教」は、「首座大司教」とある。この二箇所の内前者は、副王ドン・マルティン・アツフォンソ・デ・カストロが、副王在位一六〇五—一六〇七年(一六〇七年六月死去)であつたこと⁽¹²⁾に伴う、当然の異同である。後者については、ここでシナ司教とはド

ン・ジョアン・ダ・ピエダデのことであるが、彼は一六〇八年マカオに着座、一六二三年までシナ司教として同司教区を統轄した。しかし彼がマカオに駐錫したのは一六一三年までで、その後はポルトガルに赴いた。⁽¹³⁾つまり国王が一六一八年二月付けの書翰を認めた時には、シナ司教は自分の司教区にいなかったもので、元の一六〇七年の書翰に首座大司教とシナ司教とが連記されていたものを、首座大司教のみに改めたのであろう。

右の一六一八年二月付け国王の書翰を受け取つた副王ドン・ジョアン・コウテイニョは、一六一九年二月一日九日付けゴア発ポルトガル国王宛て、次の返書を書き送つた。

「私はこの領国の書記官^{シヤンセル}ゴンサロ・ピント・ダ・フォンセカに、イエズス会パードレたちがマカオに持つセミナリオについて、および何らかの喜捨をそれ〔セミナリオ〕に充當出来る財源として、その地〔マカオ〕に何があり得るかという点について、情報を得るよう委任した。彼はそれ〔情報〕を作成した。そして陛下が披見をお命じになるよう、彼が署名をしたその情報〔報告書〕を提出した。それは本状と一緒に送られる。これを以て、この書翰での陛下の私への下命に關し、やり残したものは

何もない。⁽¹⁴⁾」

右の副王の書翰に見える、ゴンサロ・ピント・ダ・フォンセカが調査して作成したマカオのセミナーオに関する報告書（一六一九年一月二〇日付け）は、次の通りである。

「五〇人の日本人とシナ人がそこで必要な学問^{シエンシヤス}を修得するために、イエズス会パードレたちがマカオに作つたと言われる、セミナーオについて得られた情報

閣下が私に依頼したこの情報を私は、最近マカオから来た信頼を置くことが出来て権威ある人々から得た。彼らは私に次のことを断言した。イエズス会パードレたちは、あの「マカオ」市でその「セミナーオの」名で呼ばれるような、本来の形のセミナーオを作つたわけではない。パードレは彼らのコレジオの中に広いカーザをいくつか持つているに過ぎず、日本においてキリスト教会に對し加えられている迫害から逃れて来た、何人かの日本人をそこに収容した。パードレたちはコレジオの者たちと一緒に彼ら「日本人」を、出来る限り養つてゐる、と。更に私は国王陛下が、前述のセミナーオに對して——それがあればのことだが——喜捨をすることが出来るよう

な物を、何かマカオに持つてゐるかどうかを知ろうと努めた。「陛下は」マカオにおいて何らのレンダも、権利も、自分自身の物を持たないということが、私に分かつた。また一五年以上にわたつて行政面で奉仕をしてきた、この領国の王室資産について私が持つ知識により、私は常にそのように了解してゐる。⁽¹⁵⁾」

右の報告書の記述は、前出国王や副王の書翰に見える「セミナーオ」が実は、サン・パウロ・コレジオのことだという点を明確にする。この内容を次に纏める

一、イエズス会はマカオに本来のセミナーオを作つたわけではなく、コレジオの中の建造物に迫害を逃れた日本人を収容して、コレジオの修学生と一緒に彼らをも養つた。

二、ポルトガル国王は、この所謂「セミナーオ」に喜捨をするような財源を、マカオには持たないことが判明した。

要するにイエズス会からポルトガル国王の許に、サン・パウロ・コレジオに對する喜捨を求める要請があり、国王からゴア大司教とインド副王に對し、マカオにそのための財源があるかどうか調査するよう指示した。これ

に対し副王から、マカオにはそれだけの王室資産がないとの回答があつた。

以上のやりとりを伝える文書を紹介するのは、実はサン・パウロ・コレジオのことではあるが、日本人とシナ人のためのセミナーが作られたかの如く読める記述が見えるからである。しかし現実にイエズス会を中心に、マカオに日本人のためのセミナーを作る計画が立てられ、そしてそれが実現したので、以下記してみたい。

三

一六二〇年一〇月二一日付け日本発、バルタサール・デ・トーレスのイエズス会総会長宛て書翰に、次のように見える。

「われわれは、猊下がマカオに、シナ人と日本人の二つのセミナーを作ること望んでいる、ということを知つた。これら二つの布教を支援するためである。これはまさに的を射た、そして必要なことである。しかし猊下に知つていただきたいが、これらのセミナーは別々で、それぞれ上長がおり、経費も別、住居も別にするのがよい。というのは、これら二国民は、習慣・教養・言語・学習その他の面で、互いに非常に違う許りか、もし

も両セミナーがマカオのコレジオに隣接していると、一方「の国民」が他「の国民」に一致する筈がないからである。更にわれわれヨーロッパ人の間でも、和を欠くことになるに相違ないからである。彼らの内にはシナに入学するために「シナの」言語を学ぶ者もいれば、日本に来るために「日本の」言語を学ぶ者もいる。「彼らの間の不和は」経験が示す通りである。上長たちやプロクラドルたちの間で、経費を巡って常に憎悪が渦巻くに相違ない。⁽¹⁶⁾」

右の書翰によりこの頃総会長が、マカオに日本とシナを対象としたセミナーをそれぞれ一つずつ作る計画を立てていたことが分かる。トーレスはそれに関して、両セミナーは凡てにわたって別にすべきことを、総会長に具申している。このトーレスの意見は、日本とシナとは文化を異にするから和を欠くことになる、といったことも一理由ではあるが、それよりもはつきり垣根を立てておかないと、金銭が此方から彼方へ流出し、迷惑するいう点が主旨のようである。

日本人司祭養成機関たるセミナーをマカオに作ろうという気運が生じた背景としては、やはり幕府の禁教令により日本国内のイエズス会教育機関が、活動出来なく

なつたことを真先に挙げるべきであろうが、しかしそれだけならマカオにはサン・パウロ・コレジオがあるのであるから、それで事足りる筈である。そこには、イエズス会の外で日本人を教区司祭に育てねばならないという、内部事情があった点を指摘すべきであろう。つまりとくに一六一〇年代に入つて、イエズス会が日本人のイエズス会入会と司祭叙品とを厳しく制限する方針を固め、そのためこのイエズス会の方針と、迫害下の日本で教会活動をするには日本人司祭が不可欠であるという差し迫つた事情の、二つの要求を満たさねばならなかつたわけである。その点についてはさらに後述する。

次の史料を見てみたい。一六二二年三月三日付け長崎発、同じバルタサル・デ・トールレスの総会長宛て書翰である。

「マカオに作るよう猥下が命じた日本の少年^{ネーリ}たちのセミナリオは、いくつかの理由で未だ着手されていない。第一の理由は、巡察師パードレ・ジェロニモ・ロドリゲスが、かねがないので、マカオとして余りそれを促進することをせず、インドからわれわれの許に支援が寄せられるのを期待した。第二に、この「日本からシナへの」航海や、当〔長崎〕港から船が出航することが厳禁

されているので、これらの若者^{モツン}が当地からシナに渡るのは、非常に困難だからである。彼らはあらゆる船を捜索し、渡航する者や彼らを連れて行く者を捕える。第三に、今のところ多大な困難を押し、セミナリオに入る気持ちになる者は、僅かしかないからである。第四に、これらの日本人がマカオに一二年滞在すると、まだ故郷に帰る時ではないのに疲れてしまう。追放の年にマカオやルソンに行った者たちは殆ど全員、既に嫌になつて戻つて来た。自分の家に帰つたのだ。第五に、われわれは常にこの暴君が死に、日本の教会がながしかの平和を享受することを期待しており、そしてその上で当地〔日本〕にセミナリオが作られることを期待する。その方がはるかに容易であり、成果も大きく、しかも経費が少なくて済む。猥下はこの件について万般、主において最善⁽¹⁷⁾と思うことを命じていただきたい。」

右の書翰はその頃でも未だ、日本の少年たちのセミナリオをマカオに作る計画は、全く手付かずのままであつたことを明らかにする。その理由として、五点を挙げている。第一に、巡察師ジェロニモ・ロドリゲスが経済的理由から、それに不熱心である。第二に、日本人のマカオ渡航が禁ぜられていて、それが困難である。第三・

第四は、セミナリオの生徒たるべき日本人少年の側の問題。第五は、いずれ現將軍秀忠の死により、日本教会を取り巻く環境に平和が回復することへの期待である。ここで最も重要な点は、右の第二であろう。この頃日本人がマカオに渡るのを、幕府が厳しく取り締まったということについて少し記す。単にマカオ渡航に限定するならば、それはマカオ¹¹長崎間の貿易の独占を死守しようとする、ポルトガル側の思惑から出たことだという一面もあるが、これはもつと広く、幕府の対外政策の基本に関わる問題と**言うべきである。**

* * *

近世初頭以来日本人がさまざまな動機から、南洋に渡航・移住したことは、既に古く岩生成一氏の研究により、明らかである。⁽¹⁸⁾同時に岩生氏は、幕府がこのような趨勢を禁ずる側にまわったことも明らかにする。幕府がこれを禁ずる理由は、二つあったようだ。一はオランダ人・イギリス人の海寇行為について、ポルトガル側から愁訴を受けたことによると言つてよい。日本人が戦力としてそれに荷担したので、ポルトガル人の愁訴を受けて幕府が日本人の海外渡航に対し、禁止措置をとったわけである。

一六一九年七月一二日付けマニラ発「一六一八年七月以降一六一九年現在に至るフィリピン諸島とその近隣諸地域の諸事報告」に、次の一節が見える。

「別の時に、日本王国から食糧を積んだ他の二艘の船が、敵〔オランダ人〕の所に着いた。密かに自国を脱出したかなりな数の日本人も、それに乗っていた。彼ら〔日本人〕は言う。もしも彼ら〔日本の当局〕がこれを知つたら、自分たちを死罪に処したであろう。というのは、彼らはオランダ人と一緒にわれわれ〔スペイン人〕を攻撃するために来たからだ、と。」⁽¹⁹⁾

オランダ人のスペイン人に対する襲撃が原因で、日本人が出国してオランダ人の許に投じることを幕府が厳禁し、見つければ死罪に処されたことが分かる。この幕府の禁止措置はいかなる法令によるものであろうか。

〔元和七年〕七月二十七日（一六二一年九月二三日）付け酒井忠世・本多正純・土井利勝の三年寄が連名で細川忠利に宛てた書翰に、次のように見える。

「急度申入候。仍而異国江男女を買取て、渡海之由被二聞召一、堅可二停止一之旨被二仰出候。兼又、刀・脇差・総而武具之類、異国へ不レ可二差越一之旨候。其上異国人等日本之躰をまねび、於二洋中一ばはん仕之由、依レ

有⁽²⁰⁾二其聞一、旁以可^(レ)制^(レ)之由上意候。」

幕府はここで、一、日本人の売買と海外連行。二、武器の海外搬出。三、外国人の海寇行為の三つを禁じている。一は三との絡みによる禁であり、二もその狙いは一つである。つまりこの書翰の趣旨は一貫しており、海外においてトラブルに巻き込まれたり、それに荷担したりすることを極力避けたいという意図が明瞭である。日本人の朱印船貿易が広く展開していたのであるから、日本人の海外渡航全般を禁じたものでは勿論ない。あくまでそれは、海寇その他紛争絡みの話である。

幕府は日付・差出人・文面すべて右の細川忠利宛てと同じ書翰を、大村純頼にも送った。⁽²¹⁾更に幕府は松浦隆信を介して、オランダ・イギリス側にも同じ趣旨を伝達し、命じている。コックス日記一六二二年九月四日(新曆九月一四日、元和七年七月二八日)条である。

「オランダ人とわれわれとは、呼び出されて王の許へ赴いた。その場で彼は、皇帝およびその評議会から送られて来た、次のような内容の書附一通をわれわれ一同に知らせた。すなわち外国人は何人も、男女を問わず奴隷を買って国外に送り出してはならない。甲冑・刀・槍・^{ランガンテ}長刀・火薬・弾丸・鉄砲をわれわれの船で運び出して

はならないし、日本人水夫を一人も乗せて行つてはいけない、という内容であった。⁽²²⁾」

右の通り元和七年七月二七日付けで幕府の命令が出たことは明らかである。しかし前引一六一九年七月二日付けのスペイン史料の趣旨からして、それ以前に既に、海寇行為の戦力として日本人を国外に連れ出すことが禁ぜられていたことが分かるが、その禁制がどのように表明されたかは、確認出来ない。

* * *

幕府が日本人の海外輸送を禁じた理由として岩生氏は今一つ、キリシタン対策を挙げる。それを裏付ける史料として氏は、一六二六年二月三日総督と参議員が、本国の東インド会社重役に宛てた一般報告を引くが、その趣旨は、キリシタン対策から將軍が、日本人やシナ人のキリスト教徒をオランダ船で日本に連れ込まないよう、命じたことを伝えたものである。⁽²³⁾

ここで直接関係する日本人の出国の問題については、少し後になるが一六二五年三月一二日付け日本発、フランススコ・パシエコのイエズス会総会長補佐宛て書翰に見える次の記事を引用する。

「特に長崎市において、迫害が猛威をふるっている。

そこでは、凡ての人々が後戻りするよう、彼らは全力を尽くす。そのために彼らは、次のように触れ回って命じるといふ策略を考案した。すなわち、キリスト教徒は何人も予め信仰を棄てることなしに、他国に渡海してはならない。何人も予め後戻りすることなしに、日本国内の他の地に赴いてはならない。過去一〇年に出国して他国に行ったキリスト教徒は、帰国して長崎から出ないか、または既に信仰を棄てたことを証明する、現在居住する土地の異教徒の役人の署名文書を送つて来るように、と。

〔中略〕

叙品を受けたヨーロッパ人や日本人が変装して渡来することのないよう、あらゆる門戸を閉ざすために、彼らは他国に渡航する日本人の船に対し、登録して船に乗せて行った者だけはいいが、それ以外は他国にいる日本人を何人も、船に乗せて連れて来てはならない、と命じた。また、他国からの船が入港する下の国々の殿たちに対し、船を発見したら、何人も上陸させてはならない、全員を名簿にして直ちに長崎奉行に通報するようにと、指令を送った。このことを考えると、今後働き手が入国するのは困難であろう。⁽²⁴⁾

右の史料の趣旨は、次のように整理することが出来よ

う。

- 一、幕府はキリシタン信徒の海外渡航を禁じた。
- 二、信徒が国内を自由に移動することを禁じた。
- 三、過去一〇年の内に、国内の他の土地に移った信徒は、長崎に戻つて居を据えるか、またはそのままそこに居住するなら棄教したことを、土地の役人に証明させること。
- 四、海外に渡航する日本船が、日本からの搭乗者として登録済みの者以外の者を、海外から連れて来るのを禁じた。司祭が変装して潜入するのを防止する狙いである。
- 五、下の国々の領主に対し、海外から船が渡来したら上陸を許さず、全員の名簿を作成して長崎奉行に通報するよう命じた。

キリシタン取締りの趣旨の徹底のために、貿易船に対する長崎奉行の取調べが、一六二〇年代中頃に至つて一段と厳しさを増したことについては、既に旧稿に記した。⁽²⁵⁾ 旧稿ではその取調べが、教会を経済的に締め付ける狙いも持つものであったという面を主に記した。教会に対する経済的締め付けが、幕府の重要な狙いの一つであったことは明らかである。しかし今一点、人的な面で教会を枯

渴させることもそれに劣らず、有効な対策であることは言うまでもない。右の史料の趣旨の一であるが、キリシタン信徒が海外に渡航するだけの一方交通だけならば、然して意に介する必要もない筈であるが、これが四に見える如く、司祭の日本潜入に通じる虞れがあるので、キリシタンの人の動き全般にわたって、ここへ来て厳しく取り締まったと考えてよいであろう。

幕府がキリシタン信徒の海外渡航を禁じたことは、一六二五年一〇月三〇日付け日本発マテウス・デ・コーロスの総会長補佐宛て書翰にも見える。

「シヤム・カンボジア・コチンシナ等に渡航するいかなる日本船も、予め長崎奉行の前で信仰を棄てない限り、キリスト教徒を乗せて行つてはならない、という法律が存在する。このため、利益のために分別を失つた大勢の人々は、キリストから去つた。毎年一艘一艘これらの船が出帆する前に、同奉行の役人たちが、キリスト教徒がないか突き止めるために、乗船者全員を取り調べる。」

〔中略〕

更に、予め彼の地で信仰を棄てない限り、渡航先からキリスト教徒を連れて来てはならない、当地に妻子を持つ日本人であっても連れて来てはいけない、という禁令

が施行されている。これらの船が帰港すると、この点厳しい取調べが行なわれる。⁽²⁶⁾」

右の書翰は、一、南洋に渡航する日本船が、キリシタン信徒を乗せて行くこと、および二、同じく渡航先から信徒を連れて帰港することを、共に禁じた法令が施行されている旨を伝えるものである。要するに先のフランシスコ・パシエコの記載と、その趣旨は同じである。

このキリシタン信徒の海外渡航の禁についてはこれまでに、一六二三年一二月二〇日付けオランダ商館長ナイエンローデの報告書が伝える、幕府の禁令の次の一条が紹介されている。「一、日本商人はマニラに航すべからず。切支丹なる日本人もシナ人もすべて登録されて、死罪をもつてその出国を禁ず。⁽²⁷⁾」

これは、先のフランシスコ・パシエコやマテウス・デ・コーロスの書翰の趣旨と符号するものであり、その法令自体は不詳であるが、とにかく右の日付の一六二三年一二月二〇日を遡ること余り遠くない時点に、キリシタン信徒の海外渡航を禁じる幕府法令が発せられたことは間違いない。先の一六二二年三月三日付けトーレスの書翰に、マカオにおけるセミナリオ創設が未だ着手されていない第二の理由として挙げる、肝心のその生徒に

なるべき、日本人少年のマカオへの渡航が、幕府の禁により難しいという点は、右に記したような事情を指していると見てよい。

トーレスは更に第五として、暴君の將軍秀忠が死亡したらキリシタン教会も平和を取り戻すであろう、その上で日本国内にセミナリオを作ったほうがよい、という見解を述べている。宣教師が、迫害者の死による平和の到来を夢見るのは、珍しい話ではない。右のトーレスの発言の背景をあれこれ詮索するのは、余り意味のあることではないであろう。

四

一六二二年一月二〇日付け長崎発、フアン・バプティスタ・デ・バエサのイエズス会総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「〔当管区が望む〕第四番目の事柄は、救援の人々を養育するための、この日本のセミナリオをマカオに創設することである。⁽²⁸⁾」

バエサは同じ一六二二年一月二〇日付けで、長崎から総会長補佐に宛てた書翰でも、「〔われわれが尊師に対し総会長への働き掛けを望む〕第四番目の事柄は、マカ

オに作るよう総会長が命じた日本のセミナリオを、創設することである。それはもしも主なる神がこのキリスト教会を解放することをお望みになったら、救援する人々を持つためである。⁽²⁹⁾」

一六二二年一月現在、マカオに日本の少年のためのセミナリオを作ることは、全く着手されていなかったこと、日本イエズス会の関係者の間でその実現を期待する声は、根強いものがあつたことを知ることが出来る。

この焦燥感バルタサル・デ・トーレスが、一六二二年一月二四日付け日本発総会長補佐宛て書翰で代弁している。次の通りである。

「現在日本の門戸が、この迫害のために嚴重に閉鎖されているので、彼ら〔イエズス会士〕はマカオにおいて、日本の言語の学習に精を出さないし、上長も彼らにそのための時間を与えない。〔マカオにおいて〕われわれの言語により告解聴取と説教とを行なうからである。それ故、もしもわれらの主が（われわれの期待通りに）いくらかの平和を（日本キリスト教会に）与えて下さるなら、このキリスト教会は一体どうしたらよいのか、管区長パードレやその他の会員たちには分からない。⁽³⁰⁾」

トーレスは三日前の一六二二年一月二一日付け総会

長宛て書翰でも、右と同じ趣旨を記述している。⁽³¹⁾ マカオにいるイエズス会パードレは、年寄は健康を損ね、若い者は日本に入国出来る見込みもないし、またマカオでの仕事に追われ、日本語や日本の習慣を学ぼうとしないという。いずれは日本教会に再び平安が訪れると信じるトールレスにとつて——それを夢見たのは勿論トールレス一人ではない——、その時のための備えをしておかないでいいのか、という思いに駆られたわけである。

バルタサール・デ・トールレスは、一六二三年九月二四日付け日本発総会長宛て書翰の中で、マカオにセミナリオを作る件について、次のように自分の考えを述べている。

「猥下がマカオに作るよう命じている日本の若者^{モツッ}たちのセミナリオは、われわれ日本の大多数のパードレには、ただイエズス会の資産を消費するだけで、何の成果も生まないように思われる。というのはこれらの若者は、一人としてマカオでの生活に耐えられず、二年目にはすっかり厭になつてそこから日本に帰つて来てしまひ、そして自国でもイエズス会の中の生活に我慢しようとせず、当地であれこれマカオの悪口を言うからである。この新しいセミナリオに入るためにそこに行くのを希望する若

者など、われわれは現在一人も見付けることが出来ないからである。われわれには、迫害の間はこれらの若者は、日本において五人ずつ或いは六人ずつというように、いくつかの場所に分かれて学習する方がよいと思われた。この案にしてもいろいろ不都合はあるが、それでもイエズス会の出費は少なく、また彼らもこの方が我慢出来るであろう。迫害の嵐が激しい時は、いくらか嵐が戻るまで、これらの若者が方々に散つてゐることは容易である⁽³²⁾。」

右の書翰の記事を整理すると、次の通りである。

- 一、日本イエズス会パードレの大多数は、総会長の指示に従つてマカオにセミナリオを作つても、成果が上がらないと考えている。
- 二、理由は若者たちが、マカオでの生活に耐えられないからである。
- 三、若者たちの学習は日本において行なうのがよく、しかも迫害下であるから、五〜六人ずつ分散して進めるのがよい。

トールレスは先に記した通り、一六二〇年一〇月二一日付け総会長宛て書翰では、マカオには日本人向けのセミナリオを、シナ人向けのとは全く別に作るべきであると

主張した。三年後の右の書翰ではこの点考えを翻し、マカオに日本人の若者のためのセミナリオを作るようにとの総会長の指示に異を唱え、日本国内で学習させる方がよいと強調する。トーレスが見解を改めた理由は、右の一六二三年九月二四日付けの書翰だけを読むと、日本の若者たちの「粘りのなさ」にあったように見える。しかしもう既に、日本滞在中も永いトーレスがここで初めて、日本人の国民性に気付いたというのも少し妙である。その点もまた理由の一つとして考慮すべきかもしれないが、しかしより重要な理由は、先に触れた通り幕府がキリシタン信徒の海外渡航を禁じたことにあるように思う。幕府のキリシタンに対する締付けが一段と強化されたことにより、それに屈することなく渡航し、異郷で永年学習し、潜入帰国することを、多くの若者に期待出来るか、心許なく思ったものであろう。

五

さてこの日本の少年のためのセミナリオをマカオに作る計画は、結局如何なる顛末になったのであろうか。フランシスコ・ロドリゲスは次のように記す。「日本管区長フランシスコ・パシエコは、一六二三年マカオに、

日本のセミナリオを創設した。一日本人教区司祭ケレリゴがこれに、一万二〇〇〇タエルを寄付した。日本人少年ニジリ一二人がそこで教育を受けて司祭職に就き、その後日本で宣教師として活動するためであった。⁽³³⁾

マヌエル・テイシェイラは右の記事を補足して、次のように記す。日本管区長フランシスコ・パシエコが一六二三年、マードレ・デ・デウス(またはサン・パウロ) コレジオに隣接して日本のセミナリオを創建した。一日本人教区司祭——パウロ・ドス・サントスのこと——がそのために一万二〇〇〇タエルを寄付した。日本の少年一二人をそこで教育して司祭職につけ、日本に送りこむためであった。一六三〇年当時その院長はパードレ・ジョアン・モンテイロであった。本セミナリオは、聖イグナティウス・デ・ロヨラを守護人とした、と。テイシェイラはこのセミナリオを *Seminary of St. Ignatius* と呼ぶ。⁽³⁴⁾ ティシェイラはさらにはつきり、フランシスコ・パシエコが一六二三年に、パウロ・ドス・サントスが寄付した一万二〇〇〇タエルのかねを資金にセミナリオを創建した、とも記す。⁽³⁵⁾

ここでいくつか疑問が生じる。
一、後で引用するセミナリオに関する長文の記録から明

らかになる通り、サントスが在マカオ日本人少年のために寄付をするのは、その死後遺産を寄付した筈で、時間的にずれがある。彼の死は後で触れるが一六三六年である。

二、先のトーレスの書翰によると、一六二三年九月当時未だ創建に着手されず、間もなく着手される見通しもなかったのであるから、一六二三年に作られた、との記述には矢張り疑問を抱かざるを得ない

三、二のセミナーオ創建時期についての疑問は、実は単純ではない。というのは、一六一六年八月一日から一六一七年八月三十一日までの、日本イエズス会マカオ駐在プロクラドル・ボルジェスの会計報告に、「日本やセミナーオへの補給のための綿布やその他の品物の代価七二タエル一マス八コンドリンの支出があった。⁽³⁶⁾」とも、「セミナーオで奉仕している彫版工である一日本人従僕に対して、私が支払った四タエルの支出があった。⁽³⁷⁾」とも見え、その当時マカオに日本の「セミナーオ」があったように、記されているからである。同会計報告には、コレジオの関係については明確に「コレジオ」と記してあり、混同ではありえない。今はこの会計報告中の「セミナーオ」については、不詳

とせざるを得ない。

右の二・三、つまり同セミナーオの創建時期については、明確にするのは困難であるが、後でセミナーオのカリキュラムに関連してこの点に触れる。

四、これは先に述べたことであるが、このセミナーオの目的が日本人司祭の養成にあるならば——当然そうであるうが——マカオに既に存在していたイエズス会のサン・パウロ・コレジオとの関係について、言及せねばならないであろう。もちろんイエズス会コレジオはイエズス会司祭の養成機関であり、セミナーオはもっと一般的な司祭養成機関だとして（初等・中等教育のセミナーオは別）、問題は、サン・パウロ・コレジオがあるのに何故に、それとは別にセミナーオを作らねばならなかったか、という点である。その財源は日本人教区司祭パウロ・ドス・サントスが負担したとしても、創設したのはイエズス会士であり、しかも教育機関として機能する上で、ほとんど全面的にイエズス会に依存したであろう。それにもかかわらずここでイエズス会が、サン・パウロ・コレジオとは別に、司祭養成機関たるセミナーオを日本人のために作るに至った背景としては、やはり特に一六一〇年代に入ってからイエズス

会総会長が日本人のイエズス会入会と司祭叙品の門戸を著しく狭める指令を発するなど、会として日本人を忌避する姿勢を鮮明にしたこと、それに伴いマカオにおいて日本人イルマン・同宿と、イエズス会パードレとの関係が険悪になったこと、在マカオ日本人の間で教区司祭志向が強まったこと、等の事情を指摘せねばならない。その辺のイエズス会の内部事情については、別稿に記した。⁽³⁸⁾つまり、迫害下の日本で教会活動を進める上で、日本人司祭の必要性はますます増大したが、その一方で日本人をイエズス会に入会させて、イエズス会司祭として叙品することは極力抑制したいという、二つの要求を満たすためには、マカオに別途セミナリオを作つて日本人少年をそこで学ばせ、彼らを教区司祭にするのが、イエズス会として最善の道であつたと言える。

* * *

この問題を一層複雑にするものであるが、その頃マカオに作られたセミナリオは、今取り上げている日本人のセミナリオ一つだけではなかつたようである。⁽³⁹⁾アントニオ・カルデインは、マカオにセミナリオが二つあり、一つはポルトガル人の子弟、他は日本人のためのものであ

る、と記す。⁽⁴⁰⁾このカルデインの記載が正しいとすると、一七世紀前半のこの当時マカオには、サン・パウロ・コレジオ、日本人のセミナリオ、ポルトガル人のセミナリオといった三つの、司祭養成機関が存在したことになる。エウゼビオ・アルナイスの著書には、一七世紀初頭マカオのサン・パウロ・コレジオの中に二つのセミナリオがあり、一つは日本向け今一つはシナ向けの、日本人・シナ人・ポルトガル人司祭養成を目的とした、と見える。⁽⁴¹⁾典拠の明示がないが、右のカルデインに拠つたものであろうか。

マヌエル・テイシエイラは、今問題にしているセミナリオ——つまり日本人のセミナリオ——は一七世紀末にはなお存在したが、イエズス会のマカオ追放(一七六〇年代)⁽⁴²⁾まで続いたかどうか不明である。日本における召命の消滅により、このセミナリオも終わりを遂げたのであろう、と記す。⁽⁴³⁾テイシエイラは、このことを裏付ける一史料という意味を込めてであろうが、次の文書を挙げる。一七七五年八月五日付けマカオ司教アレックスサンドレ・ペドロサ・ギマランエスの元老院宛て書翰である。「私は国王陛下に与えた一七〇四年一二月四日付け報告の中で、次のことを明らかにした。即ち、パードレ・

パウロ・ドス・サントスは、一万二四八一タエルニマス八コンドリンを、前述のコレジオの元イエズス会士のパードレたちの管理に委ねた。それ〔コレジオ〕には現在、住居である家屋二・一戸建ての家一・店舗六・店舗八付きの土地が属している。このすべては、日本の少年たちが布教のための教育を受ける、セミナリオの経費に充てるためのものである。こうするのが最良の寄託であることは、明らかであろう。私は国王陛下に対し、セミナリオにおいてこの〔シナ〕帝国布教のための教理教育をシナとマカオの少年たちに施すのに、この遺産を充当するのを許可してほしいと要請した。日本の門戸が閉ざされてしまっているからである。このような形で遺言者の遺志が遂行されるなら、国王陛下は聖信仰の宣布に力を藉すことにより、主なる神への大なる奉仕となり、神はより一層称賛を博し、マカオの少年たちは大なる恵みを得るであろう。

この要請は正しいものであるし、国王陛下は非常に敬虔であるので、私が好意的な決定を期待するのは当然のことである。⁽⁴⁴⁾〔下略〕

右の記事内容を次に整理する。

一、パウロ・ドス・サントスは日本人少年が教育を受け

マカオのセミナリオ

るセミナリオの経費に充てるために、遺産一万二四八一タエルニマス八コンドリンを寄付し、サン・パウロ・コレジオのパードレたちに寄託した。この遺産は現在、家屋・店舗等不動産の形になっている。

二、しかし日本布教の門戸が閉ざされたので、セミナリオでシナ布教のためにシナとマカオの少年たちを教育する経費に、その遺産を充てることの許可を国王に要請した。

右の二のセミナリオは、註(39)に記した一七二八年マカオに創設された、シナ布教むけのサン・ジョゼ・セミナリオのことであろう。右の文書は二の事柄が主題であるから、一のセミナリオに関する詳細は、ここからは分からない。つまり一七世紀を通して、同じセミナリオが一つ存在し続けたのか否か、という疑問に対して、この文書は明確に答えてくれないと言わねばならない。因みに二の要請は、一七八三年女王ドナ・マリア一世の北京司教アレックスサンドレ・ゴウヴェア宛て書翰により、許可された。⁽⁴⁵⁾

マカオのセミナリオの管理運営上の諸問題を取り上げた、長文の記録がある。同セミナリオを巡るいろいろな事柄を明らかにする、重要な史料である。この史料に拠

ると、一七世紀を通して同じセミナリオが存在し続けた
ということは、否定せざるを得ない。前記アントニオ・
カルデインの言う如く、確かに日本人のセミナリオとポ
ルトガル人のセミナリオがあったが、この二つが同時に
存在したのではなく、日本のセミナリオは創設後しばらく
して廃校になり、直ぐにこれに替わってポルトガル人の
セミナリオが開設されたようである。その史料を訳出
する。

六

史料を紹介する前に、このセミナリオで学習する日本
人生徒のために資金援助をした、日本人教区司祭パウ
ロ・ドス・サントスについて触れておく。

一六一四年二月司教セルケイラが死亡して、司教座の
継承をめぐる長崎教会分裂が発生した当時、日本には
教区司祭が七人いた。この七人の内二人がイエズス会に
与し、五人はスペイン系托鉢修道会側に走った。イエズ
ス会側についた二人の内一人が、パウロ・ドス・サン
トスである。⁽⁴⁶⁾幕府の禁教令発布により、教区司祭たちも
海外に追放されることになったが、追放先がマニラとマ
カオに分かれた内、彼だけはイエズス会士と一緒にマカ

オに行くことを希望した。彼はマカオのサン・パウロ・
コレジオで、ローマから帰国する途中のトマス・アラキ
としばらく一緒に暮らしたようだが、⁽⁴⁷⁾サントスのその後
の行動を考え合わせると、これは軽視出来ないことだと
思う。

パウロ・ドス・サントスはその後マカオを拠点にして、
日本や東南アジアで貿易を営んだ。その過程での出来事
であるが、一六三四年夏に渡来したポルトガル船でサン
トスが、債権回収のために日本の商人に書翰を送り、そ
の書翰が長崎の役人に発見された。幕府は、その書翰を
託されて来たポルトガル人商人を処刑し、さらにマカオ
元老院に書翰を送って、パウロ・ドス・サントスをイン
ドその他、日本との通信が出来ない所に追放するよう要
求した。日本との貿易の継続を望むポルトガル人は、こ
の幕府の要求に従って恐らく一六三五年に、彼をコチン
シナ布教に送り出した。しかし彼はすぐに、コチンシナ
からマカオに舞い戻った。マカオ市はこれが幕府の怒り
を買うのを虞れ、聴訴官マヌエル・ラモスが一六三五年
一二月一二日付けでインド副王に対し、サントスがコチ
ンに移るよう厳命を与え、そしてマカオに戻ることを阻
止してほしいと求めた。一方長崎代官末次平蔵は、一六

三五年一〇月二五日付けマカオ市宛て書翰の中で、サントスをコチンシナに追放したということだが、コチンシナは日本と貿易をしており往来が容易であるから、幕府はそれを極めて不快に思っている。船便あり次第彼を、日本と連絡をとるすべがないマラッカに送り出すように、との幕府の意向を伝えた。⁽⁴⁸⁾

パウロ・ドス・サントスの右の行為を幕府が咎めたのは、その禁を犯したからである。幕府はすでに水野河内守守信の長崎奉行在任中（寛永三年初（一六二六年））同五年末または六年初⁽⁴⁹⁾に、マカオ側に次のような通告をしている。

「マカオの人々は当地にいるパードレに、書翰・書付け・銀・補給物資を齎してはならない。

またマカオのパードレは日本にいる〔パードレ〕に、書翰・書付け・補給物資を送ってはならないし、日本人に書翰や僅かな貿易品を送ってもいけない。⁽⁵⁰⁾」

マカオに対する幕府の右の通告は、海外の教俗関係者から潜伏パードレへの連絡・物資補給・物資補給の意味を持つ商業行為を断つことを狙ったものだと言つてよい。幕府は一六二六年から、人と物の両面でポルトガル船に⁽⁵¹⁾対し、厳重な取調べを行なうようになるが、その狙いは

同じであろう。

幕府の右の措置は、日本での教会活動を締め付ける上で、相当の効果があつたと言つてよい。たとえば一六三五年六月一八日付けマカオ発巡察師マヌエル・ディアスの、総会長宛て書翰に次のように見える。

「この私の〔日本〕行きに備えて、日本の国王はすでに当〔マカオ〕市の住民に対して、彼の地〔日本〕にパードレを連れて行つてはいけない、彼らの許に如何なる物をも齎してはならない、違背したら重罪に処すと通告している。⁽⁵²⁾」

一六三三年末に日本から、副管区长フェレイラが捕縛され、拷問の末棄教したとの情報がマカオに届いた。しかしその情報はイエズス会士からのものではないので、その真相を突き止めるため、巡察師ディアス自身が日本に潜入することが話題になった。⁽⁵³⁾ 結局それは実現しなかつたが、右の文に見える「ディアスの日本行き」とは、そのことである。ここでディアスが日本行きを取り止めた主な理由の一つが、幕府がマカオに対して行なつた右の通告にあつたと言つてよい。

パウロ・ドス・サントスの行為は、明らかに幕府の通告に違反するものである。今回の一件に対し、とくにサ

ントス自身に対して幕府が厳しい対処をしたのは、もちろんそのためであるが、さらに言えば、海外で日本人宣教師を養成して、日本に潜入させる企てに彼が経済的支援をしていたことも、絡んでいたかも知れない。日本人一二人を宣教師にして日本に潜入させるために、パウロ・ドス・サントスが一万二〇〇〇タエルをマカオのセミナリオに寄付したとの、テイシェイラの記述は先に紹介した。この点ボクサーはもつと明確に、パウロ・ドス・サントスはそのための資金を調達するために貿易を行ない、このことが最も幕府の警戒心を煽つたと記す⁽⁵⁴⁾。日本潜入を目的として、マカオに日本人司祭養成のためのセミナリオが作られ、日本を追放された教区司祭が貿易で儲けたかねでこれに金銭的援助を行なっているとなると、幕府にとつても事は重大である⁽⁵⁵⁾。

* * *

アジュダ図書館架蔵の次の史料は、セミナリオの特に経営面の諸事情を明らかにする記録である。長文ではあるが、重要な史料であるからその全文を示す。

「ここでわれわれが語るパードレ・パウロ・ドス・サントスは、日本生れであつてここマカオ市に何年間か居住した。日本の事情によつて当地を追放され、コチンシ

ナに行つた。結局その地で死亡した。何年かして彼の遺骨がマカオに齎され、われわれの教会の、一万一〇〇〇人の聖女の礼拝堂に埋葬された。同教区司祭は最期その死により、遺言状の項目によつて、多額の遺産から一万二〇〇〇タエルを遺贈した。当時は土地から一〇パーセントの利得になつたが、その収益で当地マカオで日本人少年一二人を養育するためであつた。彼の遺言状には、その条件が記されていた。つまり、少年一人当りの経費に、上述の元本からの利得一〇〇タエルずつを充てるといふものであつた。しかしその直後これが実行されなくなつた。前述の少年たちが住まう所がなかつたからである。しかしわれわれがポルトガル人の子弟^{フィリヨ}を入れるつもりで、現在所有しているセミナリオが創設されるや、直ちに遺言者の意思も実行された。すなわち何人かの日本人少年^{メニリ}を受け入れ、そこで彼らは日本語の外に、われわれの学習で教授されるのを常とするその他すべてを修得した。これらの少年たちの内には、後にイエズス会に入会した者もいれば、教区司祭になつた者もいる。

しかし時が経ち、日本「教会」の崩壊以前に、当時の上長たちすなわち巡察師とコレジオの院長は、前述の銀で何軒かの家屋を購入した。それに多額の出費をした。

前述の銀を確実に保存したい、との意向によるものであったと思われる。しかし全く裏目に出てしまい、そのため現在は、それらの家屋の家主としての所得よりも、その補修のための出費の方が多い。私は次のことを指摘せねばならない。すなわち遺言者〔原語は「遺言執行者」*testamenteiro*であるが、「遺言者」*testador*の誤か〕はその遺言中で、前述の銀を家屋の購入に充てるよう命じているわけではなく、土地からの利得によってやっていくよう指示している。それ故逆のことに結局大部分を費やすようなことが、どうして出来たのか私には分からない。というのは、元本は一万二〇〇〇タエルあったが、今ではレアル貨三〇〇三タエル五マス二コンドリ八カイシヤしかない。これは四七七九パタカ五マス半である。この額が結局、現在日本のプロクラドル事務所にある。七パーセントの利得で、二四五タエル二マス四コンドリ六カイシヤの所得になるに過ぎない。

さらにセミナリオの名義で何軒かの家屋と店舗とがある。つまりそれ〔「セミナリオ」の右手に住居が二軒ある。私の時代にはその各々から、毎年三〇パルダオの所得があった。かつてパードレ・パウロ・ドス・サントスのものであり、現在はわれわれのものである家屋に隣接した

一戸建ての家の中には、さらに住居が二軒ある。その各々から毎年一八パルダオの所得がある。また店舗三軒からは、一軒当り毎月三マスの割りりで、全部で毎年一四パルダオ四マス四コンドリに上る。さらに店舗が三軒あり、一軒当り毎月二マスの割りりで、毎年九パルダオ五マス四コンドリに上る。さらにもう一軒店舗がある。

これは毎月四マス支払い、毎年六パルダオ半に上る。従って、上述の家屋と店舗からの所得に、日本のプロクラドル事務所が支払う利得を加えると、全部でレアル貨三三八タエル九マス八コンドリ六カイシヤになる。これが結局少年六人に分配され、一人当り五六タエル四マス九コンドリ七カイシヤになる。ここから、セミナリオで奉仕していた従僕三人に要した経費を差し引かねばならない。彼らはセミナリオにはなくてはならない人々である。すなわち一人はシナ人で農園で農園夫として、およびセミナリオで使用するすべての水の運び手として奉仕する。もう一人従僕がいたが、彼は料理人であり、同時にセミナリオのすべての衣服の洗濯をする。もう一人シナ人がおり、門番として奉仕し、同時に食堂の準備をした。彼ら〔従僕たち〕はまた、時々外部から申し出があつて、セミナリオ・家屋・店舗で工事がある時

には、それを監視した。結局、セミナリオの中で身近に奉仕する二人の従僕の内、一人には毎年銀で三タエル八マス六コンドリシヤを支払い、今一人の従僕には、毎年四タエル八マスを支払わねばならなかった。農園夫は毎年七タエル二マス持つて行った。従僕三人で合計、銀で一五タエル八マス六コンドリシヤに過ぎない。

前述の従僕たちのために一年に消費された米は、一二ピコであった。これはピコ当り一タエル三マスの割りで、銀一五タエル六マスに上るが、時にはもつと値上りした。これと、従僕たちに与えられる上述の銀とを合わせ、三タエル四マス六コンドリシヤになる。これだけの銀が、毎年前述の従僕たちに費やされた。従僕のための出費であるこの三タエル四マス六コンドリシヤを配分するに当り、上でわれわれが指摘した少年六人の銀からこれを割かねばならない。それは一人当り五六タエル四マス九コンドリシヤであったから、〔従僕の出費を差し引いて〕少年一人当り五タエル二マス五コンドリシヤとなる。これだけの額の銀で、前述の少年たちを養育せねばならない。すなわち食・衣その他以下述べるような、同少年たちの世話に必

要な事柄のためである。しかし次のことを指摘せねばならない。セミナリオに赤い無袖長袍の少年——自分たちの勘定で食べている少年のことである——が一人もいなかったら、上に述べた額で日本人少年六人を養うのは難しいであろう。それは従僕たちの奉仕に要する全経費やその他の出費を、すべて六人から割かねばならないからである。もしも〔セミナリオに〕外の人々がいたら、そのようなことはないであろう。経費はすべて、皆が同じ率で負担するからである。このようなわけで、日本人少年たちの銀が増額することがあり得る。そうなれば、前述の六人を養うことが出来よう。

これも、家屋と店舗から私が上で言及した通りの所得があればのことである。というのは、さもなくば、日本のプロクラドル事務所にある銀の利得のみでは、少年六人を養うことは出来ないからである。それ〔プロクラドル事務所にある銀の利得〕はすなわち、二四五タエル二マス四コンドリシヤ六カイシヤである。これを少年六人に配分すると、家屋と店舗からの所得を勘定に入れないなら、一人当たり四〇〔タエル〕八〔マス〕七〔コンドリシヤ〕四〔カイシヤ〕である。この額から従僕たちの経費や、これら少年たちを養育するのに必要なその他

すべての経費を割かねばならない。これにより、この額では六人はおろか、四人でも養育は不可能だということのはつきりする。

遺言者が遺言状の中で指摘し、言及した人数を充たすためには、現在ある銀で少年二人を養育せねばならない、と言う者もいた。第一に、これは不可能なことであるし、それは遺言者の意図でもなかった。彼は二人のために、元金一万二〇〇〇タエルを遺し、当時土地からの利得の相場であった一〇パーセントの利益により、一人当り一〇〇タエルとなった。もしも現在ある額でこの二人を養育することが出来るなら、その当時はすべてにわたって今よりも物価が安かったのであるから、遺言者はそれ程の額の銀を遺すことはなかった。したがってこのような見解・考えを述べるのは、家屋に同様な人員を配するのにどれほどの出費を要するかについて、経験がない者である。私が前述のセミナーオを預かった時、二度にわたってそれを経験した。それ故上で言及したように、われわれは現在ある銀で二人の少年を養育する義務があると言見解には、私は反対したい。

物価高の例を挙げて、われわれには上述の人数「養育」の義務はないということを、私は立証しよう。当マ

カオ市で何年か前に、ジョアン・デ・スピノラという名前の教区司祭が死亡した。彼は最期その死により、サンタ・カーザ・デ・ミゼリコルジア⁽⁵⁶⁾のミゼリコルジアの聖家を経て、このわれわれの教会に、大祭壇の燭台用にオリブ油五ピコの遺産を遺した。昼夜を問わず常に灯を点すためである。事実私が教会の長^{バルネイト}であつた二六年間にわたつて、常にこれを徴収した。この目的のために彼は、かつてヴィセンテ・ロドリゲスの持ち家であつたが、今はわれわれのものである家屋に隣接した家——それらの家屋には現在シマン・デ・ソウザが居住している——の形にして、継承されるべきものとして前述の遺産を遺した。それら「家屋」からの所得により、前述のオリブ油五ピコをこのわれわれの教会に与えるためであつた。さらに彼は同じ賃貸料から、当マカオ市のミゼリコルジアに一定額を、コチンのミゼリコルジアにも同じ額を与える義務があつた。したがつて、その当時それら前述の家屋から得られた所得から、遺言者の遺思に従つて前述の遺産が支払われていた。しかし現在は、同じようには行なうことが出来ない。というのは、家屋からは殆ど何の所得も得られないからである。このため、前述の家屋を預かっているマカオのミゼリコルジアは、現在それらの家屋から得られる所得

を、これらの遺産の一つ一つに割り当て与える。それ故結局、以前はオリブ油五ピコ分であったものも、今では一「ピコ」にも足りない。私がこれを言うのは、われわれの場合について分かってもらうためである。即ちわれわれは、現在ある銀があたかも以前所有していたのと同額であるかの如くに、その銀で少年一二人を養育する義務はない。そうではなくて、この件で意見のある人々すなわち、遺言状に名が記されている日本司教・日本管区巡察師・マカオコレジオ院長の判断に従うこと。

最後に、セミナリオの利益のためには——それは即ち前述の少年たちのためであるが——セミナリオの諸々の事柄を、従前の状態に戻すべきであると私には思われる。すなわちプロクラドルが、銀の利得をセミナリオの院長に遅滞なく支払う。彼「院長」は日本人少年たちのための必要経費にそれを費やす。というのは、とにかく、赤い無袖長袍オキの少年たちがいても、セミナリオの院長は彼ら「少年」の経費を確保すべきである。それ故プロクラドルには、余り難儀をせずに良心に従って自らを律することが出来る人物がなるべきである。

銀の取得者であるプロクラドルは、セミナリオの支出を預かるべきではない、と私には思われる。冗長にし

ないためにここに指摘する「指摘しないカ」多くの理由による。それ故セミナリオの院長がこの支出を預かり、彼がプロクラドルから銀を受け取って、毎年収支の会計報告をコレジオの院長にする義務を負うようにするのがよい。それは、前述の遺産の遺言執行者たちの何人も、われわれが自らの義務を果していないのではないかと、この懸念を抱かないようにするためである。また、プロクラドル事務所にある前述の銀の利得が、きちんと支払われないことによつてセミナリオに与える損害についても、指摘せねばならない。というのはかつては多年の間、前述の利得は常に年度の初め、つまり一月に満額渡すのが慣例であった。今のように二度にわたつて払うようなことはなかった。「今は」これが原因で、銀の不足のために多くの物を高値で買わされる羽目になっている。

次のことを指摘しておきたい。一六六一年五月二五日に利得の銀が私に支払われるべきであったが、管区長パードレ・マティアス・ダ・マイア(57)「一六五八年八月一日一六六一年八月二六日イエズス会日本管区長」が支払いをするというので、「その日」この銀は与えられなかった。結局その時から今まで、前述の利得は徴取されなかった。今年一六六三年の来る一月に三年が終わるが、

その間この利得が滞っている。この銀が少なくともどれ程か、報告せねばならないが、それはレアル貨七三五―七三八〔タエル〕に上る。多額の不足であることは明白である。その間セミナリオの院長はこのために、セミナリオに必要な供給をすることに配慮しなかつたようだというのはかつては、鎧戸が落ちたら彼は直ちにその補修を命じたからだ。以上で、大きな出費については記載した。セミナリオに関するその他すべて〔の出費〕についても、以下述べようと思う。

セミナリオをプロクラドル事務所と一緒にした原因は、いくらかの銀を節約したいという熱意からであろうと思われる。前述の少年たちはプロクラドル事務所の勘定で食べるわけではないので、銀の節約は常に、これらの少年たちの問題である。彼らは債務としてこれを返済する義務がある。

この件について一層よく分かってもらうために、次のことを指摘せねばならない。彼らがセミナリオから分かれ、日本のプロクラドルの供与を受けるようになったのは、一六六一年九月末であったが、その同じ時に私はこのセミナリオを預かるのを止めた。その時から今まで、パードレ・パウロ・ドス・サントスが遺した銀に依存す

る少年三人が、セミナリオにいたただけであった。また次のことを指摘せねばならない。私がセミナリオに関わった時、サイシ銀⁽⁵⁸⁾四八タエル一マス、および鑄造した銀一partioを渡した。これはレアル銀貨一タエル一マスの重量であった。プロクラドル事務所にある銀の利得が、一年間私に支払われなかつた。少年三人に要した出費は前述の通りである。というのは、上述の如く私が渡した銀の外に、彼らは白い衣裳と何点かのインド更紗、それに何着かの着物の箱一つをプロクラドル事務所に持っていた。それは私が、コチンシナで調達するよう命じていたものであった。従つて三年前から今まで、すなわち「一」六六一年五月から三年が終わる一六六三年の来る一月までの間に、滞っている利得を明らかにしてみよう。毎年レアル銀貨二四五タエル二マス四コンドリシ六カイシャである。三年間で総額七三五―七三八〔タエル〕になる。

セミナリオの創設以来日本〔教会〕の崩壊に至るまで、赤い無袖長袍のセミナリオ生徒は、一人レアル銀貨五〇タエルを支払った。もしも従僕を連れていたら、彼のためにレアル貨一〇タエルを支払った。この銀額は、単に食事のため、および彼の世話に必要なその他の全経費の

ためのみである。しかし日本〔教会〕の崩壊以後は、入つて来る者がいかなかったので、前述の負担分およびその他の出費に対する値を、レアル貨三五タエルとした。彼らに供する食事の経費に依じて、会計報告を作成するよう命ぜられたのは事実である。結局私は、三五タエルでは充分ではないということが分かった。その後時が経ち、次のような噂が私の耳に入った。管区長パードレは先に、レアル貨四五タエル以下しか払わない者は何人たりと受け入れてはならない、と命じた。しかしその時から今までに、一人も入らなかつた、と。

セミナリオの設立者は、壁に要した支出やその他の工事に関して言えば、ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリヨとその妻ドナ・マリア・ピレスであつた。彼らは、ポルトガル人の子供である貧しい少年二人を養育するために、レンダを遺すことに決めた。しかし日本〔教会〕の崩壊のため、それは実行されなかつた。時が経ち、このローポ・サルメント・デ・カルヴァーリヨはインドに向け船出したが、その途中で死亡した。当市を出發する前に、われわれの仲間のパードレたちは彼に、セミナリオをコレジオのものにしてほしいと頼んだ。彼は結局それを承知し、この〔セミナリオ〕贈与に関する

文書を作成して、そこに署名した。それ故われわれは、コレジオがこのセミナリオに対して支配権を有する、と告白せねばならない。しかしまた、われわれは次のことも言わねばならない。すなわち、セミナリオは赤い無袖長袍の少年たちのために作られたものだが、彼らがその〔セミナリオの〕中にいる場合、コレジオが賃貸料として彼らから銀を徴収するのは、ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリヨの意思ではなかつた。特にこのセミナリオの補修が、その少年たちの勘定で行なわれることになつてゐるのなら、尚更である。日本人の少年たちも同じセミナリオに居住する以上、同じように経費を負担することになるのであるから、この点同様だと理解してよい。こうすることで、賃貸料は充分支払つたことになると思われる。これをコレジオに支払わねばならないと言ふ人もいる。セミナリオの支配権はそれ〔コレジオ〕に属するからである。しかし、これらの少年がセミナリオに居住するのは、それらの家屋の保全のために大いに益になると私は言いたい。もしも彼らがいなかつたら、一体それら〔家屋〕を誰に賃貸するのかと私は尋ねたい。というのはそれらには、世俗の人々は居住すべきではないからだ。またセミナリオがなかつたとして、彼

らは何によつてコレジオに奉仕することが出来ようか。

また次のことを指摘せねばならない。現在は家屋は、その家主たちに支払われる賃貸料よりも、補修にかかる経費の方が大である。このため結局私は次のように言いたい。前述のセミナーリオの保全に必要な経費の全額を、そのセミナーリオに居住している人々が負担することによつて、彼らはコレジオに対する償いを充分にしたことになる、と。しかしながら上長たち、とくにコレジオの院長のこの点についての見解の通りに行なうべきである。彼こそこの件を統轄する立場にあり、この件は彼の管轄下であるからである。これに関して私は尋ねられれば、二度にわたつてセミナーリオを世話した経験に即して、自分の意見を述べるのが私の責務である。

最後に、セミナーリス徒一人の食事と従僕の奉仕等に要する経費を、知つておかねばならない。

朝食はサイシ銀の九カイシヤのパンと、卵二個・スープ一杯・アシヤール〔肉・果物・野菜・米・竹の子で作つた保存食の一種〕または塩魚であり、これらは全部で五カイシヤ、パンを加えると一コンドリン四カイシヤである。

夕食は、パン、肉六タエルでこれは二コンドリン一

カイシヤの値である。パンの九カイシヤを加え、全部で三コンドリンになる。

夜食には、良質の魚六タエルを彼らに供する。これは一コンドリン四カイシヤである。夕食と夜食の果物は五カイシヤである。

夕食と夜食に消費される米は、一人当たり一コンドリン一カイシヤである。

バターは五カイシヤ、コエンドロ〔香味・薬用植物〕は二カイシヤ、薪は五カイシヤ、オリーブ油は五カイシヤ、全部で一コンドリン七カイシヤになる。都合総額で、サイシ銀の九コンドリン一カイシヤになる。これが少年一人当りの、一日の食事の経費である。

この総額を三六五五分掛算して、一年でサイシ銀の三三タエル二マス一コンドリン半になる。しかしセミナーオは同少年たちを世話するために、従僕三人を抱えねばならないので——上述の通りこれ以下の人数ということはない——彼ら全員から、その数に応じて差し引かねばならない。その額は少なくとも三三タエル四マス六コンドリン四カイシヤになる。私がセミナーリオにいた時、従僕三人にこれだけ費やしていた。この金額をその頃いた少年八人に配分して、一人当り三三タエル九マス一

コンドリン半の割当てになる。以上の通り、食事の経費は都合〔一人当り〕サイシ銀の三七〔タエル〕一〔マス〕四〔コンドリン〕八〔カイシャ〕に上る。これはレアル貨四〇タエル三マス七コンドリン八カイシャに相当する。それ故日本〔教会〕の崩壊以来今日まで、赤い無袖長袍のセミナリオ生徒たちが支払ってきた三五タエルでは、不十分だということが、明白に分かる。しかし管区長パードレが取り決めた四五タエルなら、充分であるろう。

さらに次のことに指摘せねばならない。週に二度与えられたおやつメレンダに要した経費に、われわれは未だ言及していない。これは少なくとも一人当り、サイシ銀の一コンドリンに上った。また屋外で行なうよう命ぜられていた、降誕祭の小宴コンソアダにも言及していない。それには約四パルダオの経費がかかった。祭りの日についても言及していない。その日は他の日の二倍の出費になる。この外に、タオル、食堂のナプキン、そこで必要とするその他すべての奉仕、顔のタオル、手のタオル、足のタオル、最後にミサや礼拝堂において夜唱えられる連袴ラタイニャで使う蠟燭、常に必要とするいくらかの砂糖に経費がかかる。また、セミナリオの工事、セミナリオのものである外の家屋と

店舗に要する経費にも、ここでは言及していない。

上述の経費はすべて、日本人少年たちにも、食事やその他すべてのことに關して要する。もつとも彼らには昼食アルモウに、自分の勘定で食べている人々には与えられるパンも卵も与えない。また夕食にパンが与えられること(59)もない。〔傍線引用者〕

七

右の史料は、マカオのセミナリオの、特に管理運営上の諸問題を明らかにする重要な記録と言つてよい。解釈に難渋した箇所もあるが、一応関係記事の全文を邦訳した。次に内容を整理し、纏めてみる。

一、記録は一人称で記されているが、筆者は誰であろうか。文中「私が教会の長ベルフエイトであった二六年にわたつて(60)」〔傍線d〕と見え、「私が前述のセミナリオを預かつた時、二度にわたつて(61)」〔傍線c〕とも、「一六六一年九月末であったが、その同じ時に私はこのセミナリオを預かるのを止めた。」〔傍線f〕とも記されている。右の「教会」とは、サン・パウロ・コレジオに隣接したマードレ・デ・デウス教会のことであろうか。兎に角筆者は、一六六一年九月までセミナリオの

院長を努めたパードレのようである。ところがマヌエル・テイシエイラによると、同セミナリオの院長は、一六三〇年にパードレ・ジョアン・モンテイロが院長であったことが判明するのみで、その他は不明だとい⁽⁶³⁾う。当時マカオにいたイエズス会パードレの名は判明⁽⁶⁴⁾するが、右の文書の筆者を特定することは出来ない。二、この記録が作成された時期は、「今年一六六三年の来る一月」⁽⁶⁵⁾（傍線e）と見え、一六六三年一月一〇月であることが判明する。

三、日本人教区司祭パウロ・ドス・サントスは、遺産一万二〇〇〇タエルを、マカオ在住日本人少年二人の養育費として遺贈した。（本史料には、サントスが日本人少年に遺贈した金額を一万二〇〇〇タエルと記すが、前引一七七五年八月五日付けマカオ司教アレックスサンドレ・ペドロサ・ギマランエスの元老院宛て書翰には、一万二四八一タエルニマスハコンドリ⁽⁶⁶⁾ンと見えた）。土地から年一〇パーセントの利得、すなわち一二〇〇タエルの利を得て、少年一人当り年一〇〇タエルを養育費とするよう遺言状に指示した。これは土地・家屋を購入して、そこから賃貸料収入を得る意味であろう。因みにパウロ・ドス・サントスは一六三六年コチンシナで死亡した。⁽⁶⁷⁾つ

まり彼はマカオを去る時——前述の如く恐らく一六三五年——に、右の趣旨の遺言状を作成し、死後その通りの措置がとられたわけである。すなわち彼が右の金額を遺贈したのは、日本人少年二人の養育費としてであった。

しかしその直後、彼ら二人の住宅事情のために、その内の何人かがイエズス会セミナリオに受け入れられたと言う。但しこのセミナリオは、今ここで取り上げている日本人のためのセミナリオとは、別のものようである。「われわれがポルトガル人の子弟を入れるつもりで、現在所有しているセミナリオが創建されるや：」⁽⁶⁸⁾（傍線a）と記されているからである。つまりここに見えるセミナリオは、パウロ・ドス・サントスの死後すなわち一六三六年以後間もなく、ポルトガル人を対象にマカオに作られたものだということが分かる。さらに言えば、前述の日本人少年がこのポルトガル人のセミナリオに受け入れられて、そこで学習したと言うのであるから、その時には既に日本人のためのセミナリオは、マカオに存在しなかったということが推定出来る。つまり日本人のセミナリオは、フランシスコ・ロドリゲスやテイシエイラの記載に拠り一六

	一軒当り	合計	総計
	(月)	(年)	(年)
四家屋	二軒 二軒	三〇パルダオ 一八パルダオ	(二二六) パルダオ
七店舗	三軒 三軒 一軒	三マス 二マス 四マス	四マス八 コンドリ ン
		一四パルダオ四マス四コンドリ 九パルダオ五マス四コンドリ 六パルダオ半	

一三年に創設されたとしても——前述の通りイエズス

会士バルタサル・デ・トーレスの記述から疑問が残るが——、その後しばらくして廃校になり、直ぐに替わってポルトガル人のセナリオが開設された、と考へざるを得ない。一二人の日本人少年の内、以下の六の記載から少なくとも六人以上、恐らく大多数の者がこの新設のセナリオに再入学し、そして後にイエズス会に入会した者もいれば、教区司祭になった者もいると言う。

とにかくパウロ・ドス・サントスは遺産一万二〇〇〇タエルを寄付して、これを土地に投資して年一〇パーセントの利に回し、セナリオにいる日本人少年一二人の養育費に充てるよう、遺言を遺したが、その通りには事は運ばなかったわけである。

の思惑通りの収益にはならなかった。

兎に角一六三六年に寄付を受けた一万二〇〇〇タエルが、この記録が作成された時点——一六六三年——では、三〇〇三タエル五マス二コンドリ八カイシャしか残っていなかったと言う。つまり九〇〇〇タエル弱を家屋の購入に使ったわけである。

残余の三〇〇三タエル五マス二コンドリ八カイシャはマカオ駐在プロクラドールが管理し、七パーセントの利回りになり、二四五タエル二マス四コンドリ六カイシャの利得になった。

五、セナリオ——つまりポルトガル人のセナリオ——は、パウロ・ドス・サントスが寄付した遺産一万二〇〇〇タエルの内、九〇〇〇タエル弱を投じて購入した家屋と店舗とを所有した。史料に見えるそれぞれ

四、そこで巡察師とサン・パウロ・コレジオ院長は、この遺産一万二〇〇〇タエルの内の大部分を投じて、何軒かの家屋を購入した。次の五に見えるのがそれであろう。この遺産を確実に保存して、利を得たいの思からであったようであるが、彼ら

の賃貸料収入を表示する。(七店舗について、一軒当月月収と合計年収とは、単に数字の上では計算が合わない。銀品位の問題が絡んでいるのであろうが、ここでは立ち入らない。総計の額は史料には見えない。史料に記されている金額を単純に合計したものである)。

四で記したプロクラドールが管理する現金からの利二四五タエルニマス四コンドリ六カイシヤに、この賃貸料収入を合算すると、レアル貨三三八タエル九マス八コンドリ六カイシヤになったと言う。

この合計金額から現金の利二四五タエルニマス四コンドリ六カイシヤを差し引いた額、即ち九三タエル七マス四コンドリ(レアル貨)が、右の家屋・店舗からの賃貸料収入ということになる。これがパルダオ表記の総計額である、一二六パルダオ四マス八コンドリに等しいとなると、一タエルⅡ約一・三五パルダオとなる。これはタエル・パルダオ間の法定換算率に近い数値である。

六、五に見える合計収入額のレアル貨三三八タエル九マス八コンドリ六カイシヤが、日本人少年六人に配分された。当初パウロ・ドス・サントスの寄付は、一二人の日本人少年の養育費のためであった。後の一〇の

マカオのセミナリオ

記載内容に拠る限り、現時点でなお日本人「少年」が二人いたらしい。とすると残りの六人はいかなる身分であったのか、セミナリオで学習を続けることを断念したのか等、その詳細は不明である。パウロ・ドス・サントスの死後二〇数年経過しているのであるから、多様な事情で進路を異にする者がいても不思議ではない。兎に角六人に配分され、一人当り五六タエル四マス九コンドリ七カイシヤになる。ただし一三に見える通り、六人に配分されたのは一六六一年九月までであった。

七、五の収入から差し引かれる経費であるが、まず三人の従僕の関係は次の通りである。まずいわば「給与」として三人に支給される金額について、一人は年三タエル八マス六コンドリ四カイシヤ、一人は年四タエル八マス、一人は七タエルニマスで、三人の合計は一五タエル八マス六コンドリ四カイシヤである。

三人分の米は年一二ピコ、ピコ当りの価は一タエル三マス、合計一五タエル六マスである。

「給与」と米代の合計で、三人分年に三一タエル四マス六コンドリ四カイシヤである。

八、五の収入合計三三八タエル九マス八コンドリ六カ

イシャから、七の従僕三人の経費合計三一タエル四マス六コンドリン四カイシヤを差し引いた、三〇七タエル五マス二コンドリン二カイシヤを六人に分ける。一人当り五一タエル二マス五コンドリン三カイシヤとなり、これが即ち彼らの養育費となる。

九、同セミナリオには六人の日本人少年の外に、「赤い無袖長袍の少年」がいた。本記録者が当セミナリオを預かっていた一六六一年九月以前、セミナリオには八人の少年がいたと言うから、この「赤い無袖長袍の少年」は二人であったことになる。同記録ではこの語について、「自分の勘定で食べている少年のこと」(傍線⁶⁹)と説明し、「セミナリオの創設以来日本「教会」の崩壊に至るまで、赤い無袖長袍のセミナリオ生徒は、一人レアル銀貨五〇タエルを支払った。もしも従僕を連れていたら、彼のためにレアル貨一〇タエルを支払った。」(傍線⁷⁰)とも見える。もつとも彼らが支払った金額については、「日本「教会」の崩壊以後は、レアル貨三五タエルとした。」(傍線⁷¹)しかしこれでは小額に過ぎ、「管区長パードレは、レアル貨四五タエル以下しか払わない者は何人たりと受け入れてはならない、と命じた。」(傍線⁷²)などと記されている。

「赤い無袖長袍の少年」とそうでない少年との間的身分上の区別は不明であるが、一応右の記載に拠り、前者は諸経費を自ら負担する者、後者はセミナリオによる養育を受ける者、と解釈しておく。

兎に角セミナリオには日本人少年六人の外に、この「赤い無袖長袍の少年」がおり、彼らも従僕関係の経費を同じように負担した。したがって日本人少年六人の負担額はその分減じ、それ故六人の養育費として、八に見える額(一人当り年五一・二五三タエル)よりは多くを充てることが出来た。

これを経費の面から見ると、次の一〇のようになる。一〇、セミナリオ生徒の食費は、一人年間サイシ銀三三三タエル二マス一コンドリン半であった。三人の従僕の経費は年三一タエル四マス六コンドリン四カイシヤであるから、これを生徒八人が負担するとして、一人当りの負担分は三タエル九マス一コンドリン半(ママ)になる。これだけ右の食費に加算して、生徒一人当りの年間経費は、サイシ銀三七タエル一マス四コンドリン八カイシヤ(ママ)(レアル貨四〇タエル三マス七コンドリン八カイシヤに相当)であった。なお食費と従僕関係以外の諸雑費については、本記録は省略してある。

一一、五の家屋・店舗からの賃貸料収入がこの通り入らなければ、四のプロクラドル管理のかねからの利二四五・二四六タエルのみとなり、これでは六人の養育は不可能である。また、パウロ・ドス・サントスの遺言は一二人の少年の養育費として、というものであったから、その通り行なうべきだと言う者もいたが、物価が上昇した今ではそれは不可能である。

一二、四の、プロクラドルが管理するかねからの一年分の利得二四五・二四六タエルは、永年年度始めの一月に全額セミナリオに支払われるのが慣例であったが、現在はこれが二度にわたって渡される。一六六一年から六三年まで、三年にわたってこのかねの支払いが滞っている。三年分で七三五〇七三八タエルに上る。一三、セミナリオにいた六人の日本人少年の内、三人が一六六一年九月セミナリオから分かれて、プロクラドル事務所支給を受けることになった。単に財務上のことだけなのか、セミナリオに居住することもなくなったのかは、不明である。兎に角その後は本記録作成時に至るまで、セミナリオにお残る三人の少年だけが、パウロ・ドス・サントスの遺産によって養育されることになった。この事実と、一二に見える一六

六一年以降三年間利得の支払いが滞ったこととは、当然関連があると考えるべきであろう。

一四、このセミナリオ——つまりポルトガル人子弟のセミナリオ——の設立者は、建設工事の一部については、ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリヨとその妻ドナ・マリア・ピレスであった。カルヴァーリヨは何度もカピタン・モールとして日本に渡来している。一七世紀マカオを中心に活躍した、最も有力なポルトガル人の一人と評してよい。彼とその妻とが一部出資してセミナリオが創設され、二人がこれの「設立者」としての榮譽を博していたと言う。カルヴァーリヨはインドに向け渡航中死亡したが、その直前にイエズス会側の要望に応じて、セミナリオをコレジオに贈与する措置をとったと言う。彼がいつ死亡したかは、不明のようである。兎に角この記録作成時には、セミナリオはサン・パウロ・コレジオに所属していたと言つてよい。これは一三の、生徒の移動と関係があるかも知れない。一五、セミナリオにはしかし、従来通り生徒たちが居住している。セミナリオがコレジオに移管したからといって、そのセミナリオ建物を賃貸に付して得られる賃貸料の銀までコレジオが管理するというのは、設立

者カルヴァーリヨの意思ではなかつた。本記録作成者は、セミナリオの補修費はそこに居住する生徒たちが負担しているのであるから、「賃貸料」は充分支払つたことになる、補修費の方が賃貸料を上回る程だ、賃貸料として別途コレジオに納める必要はない、生徒が居住しないからと言って、貸家にして世俗の人々を住まわせるわけにはいかないのだ、との見解であつた。

八

マカオのセミナリオの規則が伝存する。タイトルの通り、一六三八年五月に作成されたとなると、先に記したところに照らして、このセミナリオはポルトガル人のセミナリオのことであろう。しかし日本人のセミナリオの廃校後、直ぐにこれが開設されたと推測され、ポルトガル人のセミナリオの規則ではあつても、日本人セミナリオの活動を窺い知る手掛りになる。まして前述の如く、日本人少年もこのセミナリオで学んでいる。その全文を次に邦訳する。

「日本とシナの両管区の巡察師である年長のパードレ・マヌエル・ディアスが、一六三八年五月にセミナリオを巡察した際に与えた、同セミナリオにおい

て遵守すべき規則^{オルデンス}

セミナリオの院長の規則^{レイトール オルデンス}

- 1、コレジオの院長に従属する。彼〔コレジオの院長〕または巡察師の許可なしに、重要な工事をしてはならないし、セミナリオに生徒 *colégios* たちを受け入れたら、追放したりしてはならない。重要な問題が生じたら常に、彼らの内のいずれかに諮ること。
- 2、セミナリオの規則に関わる諸事であれば、〔セミナリオの院長は〕副院長^{プロフェイタ}や会計係^{ミニストロ}の上長ではない。しかし彼ら〔副院長と会計係〕が外部に書き送る文書^{レタ}や、外から彼らの許に書き送られて来る文書、世俗の人々が彼らの許に送る物、彼らが外部の人々や、更にコレジオの仲間たちに送りたいたいと思う物であっても、すべてコレジオまたはセミナリオの院長が管理すること。これはイエズス会内の慣行による。
- 3、セミナリオの現行規則と、コレジオの院長または巡察師によって認可された慣行に基づいて、セミナリオを統轄すること。彼らの内のどちらかの命令なしには、新たに如何なる慣行をも持ち込んではいならない。
- 4、帳面を一冊所持して、生徒^{コレジアル}たちがセミナリオに

入つて来た日を記載すること。またその別の場所に、彼〔セミナリオ院長〕が他の方面から受け取る銀を記載すること。セミナリオのための補給物資を、適時会計係に購入させること。両者〔院長と会計係〕がその末尾に署名すること。

5、生徒の誰かが長期にわたり、病気で自分の家にいる時は、いくらになるか書き留め、重要な事柄なら後で差し引くこと。

6、生徒たちに対して許可する娯楽を、コレジオの院長の許可なしに、そうでない者に容認してはならない。また既に生徒であつても、食堂で食事をするに際しては、同じ措置をとること。但しそれがセミナリオの設立者であつて、しかも何かの祝日の場合は別である。

7、セミナリオのために喜捨を求めてはならない。また喜捨を求めることを、副院長にも会計係にも容認してはならない。何らかの必要が生じたら、コレジオの院長に相談すること。

8、大人の生徒たち、壮年の生徒たち、小人の生徒たちと、夫々に別の広間を割り当てること。夫々互いに交渉を持たせないようにすること。

9、徳操と学問の両面で生徒たちを向上させるよう、

特別の配慮を傾注して尽力すること。もしも何人かがこれら二つに向上しないなら、況んや彼が原因で他人が向上しないようなら、コレジオの院長または巡察師のカーザに彼を送るのがよいかどうか、彼らと話し合うこと。

10、夫々の能力の生徒たちに、毎年二、三度学問の練習問題をやらせて、そこで学習の進歩を示させること。古典学課程在学者たちは、作文または祈りを彼らの教師に審査してもらい、また哲学課程在学者たちと神学課程在学者たちは、彼らの〔教師〕の議長の下で討論をすること。これらの評定を統轄する学習関係の副院長から、万事認可を受けること。彼らの情熱を一層掻き立てるために、評定が最も優った者たちに、なんらかの褒美を与えること。またそれら〔の評定〕に出席するよう、誰か重立った人々や弁者または抗弁者たちの親たちを、招待してもよい。

11、生徒がセミナリオの外で泊まったり、食事をしたりするのは、稀にはよいが、それ以外は許可してはならない。またそれは、彼らの両親や兄弟の家に限る。

12、各生徒は、自分の椅子・机、および夜学習するための各自の蠟燭を所持すること。それらは凡て、セミ

ナリオが彼らに与えること。「この蠟燭は」夜は必ず各部屋で灯を点している、共通の燭台またはランプとは別に「与えること」。

13、八日毎に、夫々の能力に合った靈的説教を、生徒たちに対して行なうこと。その中で、告解や聖体拝領のために如何に準備すべきか、如何に祈りをするか、玄義によって如何にロザリオの祈りを唱えるか、および有徳の生活のよき習慣に関わる、その他類似の事柄を彼らに教えること。

14、生徒たちが祭りに見に行くのを許してはならない。たとい行列を見るためであってもいけない。またはわれわれの教会の外で説教を聴くために出掛けるのを、認めてはならない。

15、毎年セミナリオにおいて、イエズス会のやり方に従い、宗教的節度をもって二つの祝日を祝うこと。一つは「セミナリオが」創建された、聖マテウスの祝日である。二つ目はその「セミナリオの」守護者である、聖イグナティウスの祝日八日間である。その双方で、莊嚴ミサを歌い、彼「セミナリオ院長」自身で行なうか、またはコレジオの院長に頼んでその「コレジオの」誰か重立ったパードレに、説教をしてもらうこ

と。双方の日に、生徒たちは聖体を拝領すること。
16、生徒たちがセミナリオの中にいる時は、常にそこに院長か副院長がいること。それ故彼らの内のいずれかが外出するか、またはコレジオに行く時は、もう一人に知らせること。同様に彼らは常に、一人ずつ休息や娯楽を執ること。

セミナリオの副院長の規則

1、生徒たちがセミナリオにいる時は、彼「副院長」の命令を遵守して、所定の時にミサを聴き、学習をし、復唱等をするよう配慮すること。彼らが一緒になつて外出する時は、常に彼らと共に行くこと。もしも支障があつたら、院長にそれを知らせ、「院長に」行つてもらうこと。

2、院長がセミナリオにいる時は、たとい「生徒たち」の「両親が呼び出して、彼ら生徒たちに外出の許可を与えてはならない。「副院長が」彼らと共に聖歌隊にいたり、娯楽等をしている時であっても、もしも院長がいるなら同様にすること。

3、生徒たちが所定の時に必ず、通常の黙想を敬虔に行なうよう、配慮すること。教養課程在学者や

神学課程在学者たちが討論する際、その議長を務めること。また何人かに指示して、古典学課程在学者たちに復唱をさせること。

4、出来る限り院長に対する大なる服従と従順とを堅持すること。というのは、セミナリオにおける望ましい向上は、そこに依存するところ大だからである。

5、院長が何日間か不在の時は、セミナリオの統轄において、院長の如く行動すること。そしてそれが容易に可能な時は、彼やコレジオの院長の助けを仰ぐこと。

6、コレジオの院長パードレに対し、生徒たちのための特別の聴罪司祭を求めること。彼らは年に二、三度は、通常〔の聴罪司祭〕とは違った人物にしてもらうこと。

7、信心会を、その規則に従って統轄すること。精神面において組衆たちが向上するよう、配慮すること。

より一層重大な諸事に関しては、院長の助けを仰ぐこと。彼〔院長〕の許可なしにそこに新機軸を導入しないこと。祝日においては信心会の聖体拝領を、セミナリオの通常〔の聖体拝領〕に合わせてよく調和させるよう、彼〔院長〕と話し合うこと。

8、信心会の組衆の誰かが病気の時は、副院長が〔信

心会〕全体の名で彼を訪ねるか、または院長の命令によつて二人の生徒に訪問させること。

9、副院長は常に、細心の注意を払つて生徒たちを見張っていること。それ故、院長に知らせることなしに、たといコレジオに行くためであっても、セミナリオを出てはならない。彼〔院長〕が食卓についているか、または同様な差支えがある時は、彼に知らせるために、それが終わるのを待つこと。セミナリオの中に、見張っている者が必ずいるようにするためである。彼ら〔生徒〕が寝ている時も、何度か見回ること。

10、生徒の誰かがセミナリオの規則に違反するか、または何かその他の過失があった時は、院長に知らせてその過失に相当し、副院長の權威を保持するに相応しい罰を科してもらうこと。

生徒たちの規則

1、セミナリオにいる目的は、学問と良き習慣を修得するためである。それ故これら二つのことに、大いに心を配り精進すること。

2、夏は五時、冬は五時半に起床すること。それから五分間、礼拝堂において心の祈りをする。その後

でミサを聴くこと。

- 3、一五日毎に告解をすること。少なくとも毎月聖体拝領に与ること。毎日院長が定めた時刻に、靈的な講義リサンと試験エウザムを受け、ロザリオの十五玄義と聖母小聖務日課を祈ること。パードレやイルマンによる、灰・蠟燭・枝・聖週間、および諸聖人の聖務日課に与ること。晩課・終課・ミサ・説教がわれわれの教会で行なわれる時には、それらに与ること。またそこで行列が行なわれる時には、その後に従うこと。降誕祭の夜・四〇時間の第二日・聖木曜日・聖イグナティウスの祝日・聖フランシスコ・ザビエルの祝日に、イルマンたちが聖体拝領に与った直後に、そこ〔われわれの教会〕で聖体拝領に与ること。その他の聖体拝領は、自分たちの礼拝堂で与ること。
- 4、公けの評定アクトの場に行く時は、然るべき慎みと静肅を守り、自分たちの副院長が与える命令に従って臨むこと。
- 5、互いに他人の部屋サラに入つてはいけない。また自分の部屋で、他人のベッドに横になったり、坐つたりしてはいけない。悪だとか、品の悪い名で呼ばれることのないようにすること。たとい愚弄されても、激昂して

はならない。一般的に言つて、聖務日課における彼らの行動の凡ては、修学生エストゥダントの如くでなければならぬ。生来高潔であるのに加え、養育の過程で、充分教理教育を身につけること。

- 6、無袖長袍オガは赤色のサージを材とすること。もつとも夏は軽い絹で作つてもよい。マントベツカは緋色の毛織物グラランまたは赤色の縹子を材とすること。教養課程テイスダ在学者や神学課程テオロゴ在学者は、その右の端に同じ布または絹の薔薇を付けること。

- 7、院長の許可なしに、そして彼〔院長〕が彼に付ける同伴者を伴わずに、セミナーオから外出しないこと。また同じく〔院長の許可〕なしに、カーザの中で外部の者と話をしないこと。学習時間中、夜試験エウザムの後、および朝ミサの前に、互いに話をしないこと。
- 8、自分の両親・兄弟、および後見人たちの許に戻つた時は、院長の許可なしに、外部の人々に文書シトを書き送つてはならないし、彼ら〔外部の人々〕から書き送られて来る文書や、彼らから送られて来る品物を、受け取つてはならない。
- 9、外部から彼らの許に進物が大量に送られて来た時は、共有の物として配分すること。僅かばかりの時は、そ

れが送られて来た当人たちに与えること。そしてそれが調理された物なら、食堂で食すること。菓子かまたはそれに類する物なら、箱にしまつておいて、望み次第何時でも、また何処でも食べてよい。

10、学習の日々は各自午前と午後、院長の許可を受けることなく、必ず自分のクラスに行くこと。勤勉な学習、教師に対する尊敬、他の生徒エストウダシテに対する礼儀正しい応対、イルマンたちに対する敬意という面で、特別の模範を示すこと。

11、クラスクラッセの教師は、教室の外で彼らが行なつたことについて、彼らを罰することをせず、院長または副院長に報告すること。またクラスの過失について彼らを罰する時は、然るべき程度を超えてはならぬが外部の生徒エストウダシテ、生徒たちに対するよりも大なる節度をもつて、他の生徒コレジアルたちが行なうこと。もしも何人かがより大なる処罰に相当するならば、学習の副院長に報告すること。

12、彼ら〔学習の副院長〕の議長の下に、教養課程アカデルテイスタ在学者と神学課程テオロゴ在学者とは常に討論をすること。

古典学課程ウマニスタ在学者は院長が彼らに命じる時刻に、復唱レベタイサンをすること。

13、セミナリオの中ではつつましくするために、常に

ガウンゴウンを着用のこと。その他の衣服や履物は、つつましさに相応しいものであること。

セミナリオの会計係のための規則

- 1、セミナリオのために必要な世俗的な物すべてについて配慮し、時宜を得て良い品を購入すること。清潔かつ不備なく用意するよう命じること。
- 2、常にセミナリオを非常に清潔にしておくこと。とくに礼拝堂・食堂・玄関・生徒コレジアルたちの部屋等サラはそうすること。
- 3、生徒コレジアルたちにベッドと机とを常にきちんと整頓させるよう、配慮すること。毎日燭台カンディエイロの掃除をしてオリブ油を補うよう、一日置きに部屋サラを掃除するよう、彼らに命じること。
- 4、タオルとナプキンとは、一日置きに取り替えること。洗面台には常に水を用意しておくこと。
- 5、起床・祈り・ミサ・食事・学習・就寝等の決まつた時刻には、鐘を鳴らさせること。
- 6、生徒たちが食堂やその他これに類した場所で犯した過ち、とくに良き躰けに背く過ちを犯したら、院長に知らせること。

- 7、水曜と土曜には、生徒^{コレジアル}たちが足を洗うために、熱湯・盥・タオルを所定の場所に用意させること。
- 8、院長と副院長^{ペルフェイト}に絶対に服従し、彼らと和を保つようにすること。というのはセミナリオの良き発展は、それ〔服従と和〕次第だからである。
- 9、生徒^{コレジアル}たちが、彼らとは全く異なるセミナリオの従僕^{モツン}たちと一緒にたつて付き合うことのないように、充分配慮すること。

セミナリオにおいて生徒^{コレジアル}たちが
守るべき時刻に関する規則

- * 五時起床。
 - * 五時十五分全員が礼拝堂に行き、五時半まで神に己れを委ねる。
 - * 五時半から六時までミサに与る。
 - * 六時から六時半まで学習。
 - * 六時半から四十五分まで朝食。
 - * 六時四十五分、クラス^{クラスセ}に行くため着衣。
 - * 七時にクラスに行く。
 - * 九時半にクラスから帰り、四十五分に歌いに行く。
- 歌は三〇分続く。

- * 十時半に食卓に就く。
- * 食事の後午後一時まで、歌や演奏の練習およびこれに類することをやる。
- * 午後一時に鐘を鳴らして学習に入り、二時四十五分まで続ける。それに復唱^{レペディヤン}も加え、こちらは院長が適当と判断する時間続ける。
- * 二時四十五分着衣、三時にクラスに行く。
- * 五時十五分に歌いに行く。歌は三〇分続く。
- * 六時から七時まで学習。
- * 七時に食卓に就く。
- * 八時に全員が礼拝堂に行き、^{ラタイニャ}連禱・^{リサン}霊的課業・^{プラティカ}説教に与る。
- * 八時半に就寝の鐘を鳴らす。冬期は、クラスの時間に合わせて、これら凡てのことを 三〇分繰り下げること、または繰り上げること。
- * 休暇^{フエスト}の日は、三〇分遅く起床し、朝八時から九時まで一時間学習する。午後五時から六時までか、または^{カンポ}田園に行かないなら院長がよいと思う時に、一時間やること。
- * 聖体拝領^{セ・レコンシリアル}の日は、きちんと服を着るのに三〇分、再び神の恩寵を得るために三〇分をかけること。その

前日、午後クラスから戻るとすぐに、告解をする準備のために鐘を鳴らすこと。その時は、歌も学習もな(76)いようにすること。」

九

右の規則は、巡察師マヌエル・ディアスが一六三八年五月にセミノリオを巡察した折に、作成したものだとい(77)う。右の規則の対象となるセミノリオとは、先に記した通り、ポルトガル人のセミノリオであろう。パウロ・ドス・サントスが一六三六年に死亡して間もなく、ポルトガル人のセミノリオが創設されたという前引史料の記載にも符合する。

以下、規則の内容を整理・検討したい。

セミノリオの構成員は、院長・副院長・会計係の管理職と、生徒たる *colégia* たちとから成っていた。そしてセミノリオの院長はコレジオの院長に従属した。ここでコレジオとは、言うまでもなくサン・パウロ・コレジオのことである。コレジオとセミノリオとの位置関係を窺わせる記載は、この規則には見えないが、同一敷地内か少なくとも、近接していたと考えてよいであろう。イエズス会司祭養成機関であるコレジオとは別に、教育機関

が作られたのであるから、両機関の間には機能面で如何なる差異があつたのか言及しておかねばならない。

カトリック教会の司祭養成機関としてはコレジオとセミノリオとがある。いずれも込み入った背景があるが、ここでは一応、コレジオはイエズス会司祭養成機関としておく(そのコレジオのことも、「司祭養成機関」ということで「セミノリオ」と呼ぶことがあつたといふことは、先に記した通りである)。

キリシタン時代セミノリオは日本にも作られたが、それは二種類から成つた。つまり一は、ヴァリニャーノが第一回日本巡察の時に、有馬と上方に創設したセミノリオ(場所は後に移動)であり、二は一六〇一年司教セルケイラが作った教区のセミノリオである。

一のセミノリオでは、ラテン語・日本語(手紙の書き方・古典・話し方等)・音楽・絵画等が教育された。ラテン語修得の後、カステル・デ・コンシエンシア 良心問題・フィロソフイア 哲学・テオロジヤ 神学を一定の制約付きで教授することは容認されていたが、ここでの教育は、それが第一義ではなかったと言つてよい。一のセミノリオの課程を終えて後、イエズス会司祭を目指す者は、イエズス会に入会し、矢張りヴァリニャーノが第一回巡察時に作った、府内のコレジオ(場所は後に移

動)に入学して、学問を続ける。つまり一は司祭養成機関ではない。イエズス会経営の学校であり、教師はイエズス会士であるが、生徒はイエズス会士ではない。

これに対し二の教区のセミナリオは、教区司祭養成を目的にした学校である。創設者の司教セルケイラはイエズス会士であり、その他の教師たちもイエズス会士であつたろうと思われるので、イエズス会と緊密な関係にあつたことはもちろんであるが、あくまで教区に所属した。こちらは司祭養成機関である。従つて同じ「セミナリオ」と言つても、一の初等・中等教育を施すセミナリオと、教区司祭養成を目的とするセミナリオがあつたわけである。

再確認するが先に紹介した規則を持つセミナリオは、日本人のセミナリオではなく、それが開設後しばらくして廃校になり、その後直もなく創設されたポルトガル人のセミナリオのことであろう。別のセミナリオではあるが、両校は関連していたと判断する。そこでこの規則であるが、次に記す如く、ここからは右の一のセミナリオ像は浮び上がつてこない。ラテン語・哲学・神学の三本をカリキュラムの基本に据え、生徒を *collegial* と呼ぶこのセミナリオは、あくまで司祭それもとくに教区司祭の

養成機関としてのセミナリオであつたと言わねばならぬ。

規則には、生徒すなわち *collegial* の修学課程を示す語として、*古典学課程在学者*・*哲学課程在学者*・*教養課程在学者*・*神学課程在学者*等が見える。この内、*古典学課程在学者*の*古典学*とは、要はギリシア語・ラテン語を学び、ギリシア・ラテンの文献を読むことである。右のセミナリオの院長の規則10に、*古典学課程在学者*に作文を課すとあり、副院長の規則3および*生徒*たちの規則12に、彼らに復唱を義務付けているのも、それを裏付ける。ギリシア・ラテンと言つても、特にラテン語が重視されたとみてよいであろう。哲学課程在学者と教養課程在学者とは、同義と言つてよい。理由は、右の院長の規則10に、*哲学課程在学者*と*神学課程在学者*が、副院長の統轄の下に討論をするよう規定されており、副院長の規則3および*生徒*たちの規則12には、*教養課程在学者*と*神学課程在学者*が、副院長の議長の下に討論をするよう規定されているからである。

* * *

右のセミナリオと対比する意味で、一応サン・パウロ・コレジオのカリキュラムを確認しておく。

創設当初の同コレジオについては、「マードレ・デ・デオス・コレジオ〔サン・パウロ・コレジオと同〕の上長と慈善家」の記録に、以下の如く見える。

「それは最初から一五九四年一月末までは、カーザであった。もつともそこには常に、読み書きの学校が、そして或る時期はラテン語のクラスがあった。前述一五九四年の十二月一日以降、コレジオになった。その際パードレ・アレックスサンドレ・ヴァリニャーノは、イエズス会士たちをカーザとコレジオとに振り分け、カーザにはパードレ・ロレンソ・メシア、コレジオはパードレ・ドウアルテ・デ・サンデと、それぞれの別の上長を定めた。〔同コレジオでは〕ラテン語・倫理神学・神学の授業が行なわれた。しかしこのカーザとコレジオの分割は、一五九七年九月まで続いたにすぎなかった。その〔月の〕初め、同巡察師パードレの命により、再度カーザとコレジオとが合併し、年長のパードレ・マノエル・ディアスがその院長になった。そこでは、ラテン語・教養科目・倫理神学・神学の授業が行なわれた。ラテン語と倫理神学の授業は、継続的に行なわれた。教養科目と神学の授業は、聴講者がいる時に行なわれた。一六一六年までは、ほとんど常に〔聴講者が〕いた。」

右の記事により次のことが分かる。

一、一五九四年一月末までは、コレジオの前身たるカーザでは、読み書きとラテン語の教授が行なわれていた。

二、巡察師ヴァリニャーノは同年十二月一日、このカーザの教育部門を分離してコレジオを創設した。院長はサンデで、ラテン語・倫理神学・神学の授業が行なわれた。

三、一五九七年九月同巡察師は、再度カーザとコレジオを合併した。院長はマノエル・ディアスで、ラテン語・教養科目（すなわち哲学）・倫理神学・神学の授業が行なわれた。

右の如き記載に対し、次の史料には、コレジオの成立時期とそこでの授業科目とについて、異なる記述が見える。すなわち本年報が扱う時期にすでに、コレジオが成立していたように記されているし、そこでのカリキュラムも異なる。しかしコレジオ創設時期については、右の史料の記述に信憑性ありと認める。

「一五九三年三月から九四年三月までの日本の年報」（一五九四年一月二十八日、マカオ、ドウアルテ・デ・サンデ）に次のように見える。

「現在このコレジオには、われわれイエズス会士が一人いる。巡察師パードレはさらに日本から、八―一〇人のイルマンが来るよう命じた。われわれはインドからさらに何人が来るのを待っている。今までのところそこには、四クラスある。すなわち読み書きのクラス。そこでは二五〇人以上に上るであろう子供たちに、教授される。それ〔そのクラス〕は常時、シナ国内にあつたものである。文法グラマティカのクラス。これもすでに前からあつたものである。古典学ウマニダテの別のクラス。これは今年増設されたもので、そこには外部の者以外に、今年インドから来たわれわれの仲間のイルマン七人がいる。彼らは、インドや日本から来るのをわれわれが待っている他の何人かと一緒に、来年には教養科目アルテスの課程の聴講を始めることであろう。いま一つのクラスでは、倫理カス神学ソスが講ぜられる。時とともに、神の助けを得て、そして巡察師パードレが戻つて来ることにより、他の学科のもつと大きいクラスを、さらに増設するのがよいということが分かるであらう。

これらの授業のほかに、このコレジオにいる二人のパードレに、シナ布教の負担で私的に神学が講ぜられている。今年はより一層の情熱をもって講義が行なわれ、

そして成果を上げることが出来るような、他の〔パードレ〕が来るものとわれわれは期待している。⁽⁷⁹⁾

右により、創設間もないサン・パウロ・コレジオの、設置教科のおおよそを知ることが出来る。つまりクラスは四つで、内二つは既存のものを拡充し、他は新設であつた。一、子供を対象にした読み書きのクラス（既存）。二、文法グラマティカのクラス（既存）。三、古典学ウマニダテのクラス（二五九四年新設、九五年には教養科目アルテスの授業も）。四、倫理カス神学ソスのクラス（新設）。ほかにパードレ二人に神学が講ぜられていたという。

次に「一五九七年日本の年報」（一五九八年二月一七日、長崎、ペドロ・ゴメス）の付録の、「マカオのコレジオとシナ国内に所在するレジデンシア」（マノエル・ディアス）には、以下のように見える。

「現在そこ〔コレジオ〕にはイエズス会士が五五人いる。内司祭二人、その他はイルマンである。シナ内陸シヤウチエオと南昌ナンチヤンの二つのレジデンシアにいる、パードレ五人とイルマン二人とを加えると、イエズス会士は六二人、内司祭二七人、イルマン三五人である。司祭の内六人は教師で、神学テオロジヤ一人、倫理カス神学ソス二人、課程クルソ一人、ラテン語二人である。一人は神学を聴講中、六人は

修練三年目、その他は聴罪・説教その他イエズス会固有の聖務に従事している。イルマンの内、九人は倫理神学を聴講中、内三人は日本人、七人は哲学を聴講中、八人はラテン語、内六人は日本人、九人は助修士である。」(傍線引用者)

右の文中「課程」(傍線)が意味不詳、恐らく脱字であらうが、哲学のことではないか。すなわちこの時点で、サン・パウロ・コレジオは、神学一・倫理神学二・哲学一・ラテン語二の合計六人の教師を擁して、それぞれの授業が行なわれていたことが分かる。

「マカオ・イエズス会マードレ・デ・デオス・コレジオの一六〇三年年報」(一六〇四年一月二七日)に次のように見える。

「司祭八人が神学を学び、イルマン四人が倫理神学を、イルマン八人が哲学を、五人が古典学を学んでいる。三人が神学を講じ、パードレ二人が倫理神学を、他の二人が哲学を、他のパードレ一人が古典学を、イルマン一人が文法を講じる。パードレ一人が読み書きの学校で教授し、その他は説教・聴罪の聖務に携わっている。」

すなわちこの当時同コレジオは、神学三・倫理神学

二・哲学二・ラテン語二(古典学と文法を合わせて)の合計九人の教師を擁したことが分かる。またこの頃すでにコレジオ内に、読み書きを教える学校が設置されていたことも確認出来る。

一六〇八年一月一日付けマカオ発、総会長宛てコレジオの報告に次のように記述されている。「思弁的神学の授業が二つ、倫理神学の授業が一つあり、かなりな数の聴講者がいた。神学は嫌悪されるのが常であるが、非常な満足を博している。」

「マカオ・イエズス会のマードレ・デ・デオス・コレジオの一六一六年年報」(一六一七年一月八日、マカオ)には、次のように見える。

「日本の迫害がまだ続いており、今年は彼地(日本)への航海もなかったため、このコレジオは、昨年眼下に書き送ったのと、ほとんど同じ人数の会員を擁する。すなわち現在ここには九二人おり、内司祭五人・日本人修学生一〇人、その他は助修士である。司祭の内教師は五人で、倫理神学一人・ラテン語二人・読み書きと唱歌の学校の教師一人・礼拝堂の歌い手の教師一人である。コレジオには僅かな小部屋しかないため、会員数はコレジオが必要とする数を上回る。このため非常な

窮屈と居心地の悪さを、皆が我慢している。」⁽⁸³⁾

すなわち一六一六年当時サン・パウロ・コレジオには、倫理神学一・ラテン語二・読み書きと唱歌一・礼拝堂の歌一の合計五人の教師を擁していたという。内読み書き・唱歌一と礼拝堂の歌一の都合二人は、コレジオ本来のカリキュラム以外のものと判断してよいであろう。とすると、残るは倫理神学一とラテン語二の三人だけになり、この当時はコレジオの教育内容が不備であったことが分かる。

一六一八年のマカオに関する記録には、イエズス会は当地にコレジオを有す。通常パードレ・イルマン三〇一四〇人が駐在するが、四年前から八〇人以上になった。日本・シナにいた会員が加わったためである、との記述の後で、次のような文が続く。

「前述のパードレたちはこのコレジオの中に、エスコラス・フプリカス公開の学校を有する。そこで彼らは読み書き・唱歌〔cantar とあるが、cantar の誤記であろう〕・ラテン語、アルテス テオロジヤ・モラル テオロジヤ・エスベクラティヴア教養科目・倫理神学・思弁的ククルソ神学の課程を教授する。そこにマカオのポルトガル人住民の子供たちや、希望するその他すべての者が通う。」⁽⁸⁴⁾

前出一六一七年一月八日付けの記録には、コレジオ本

来の授業とコレジオ内の学校エスクラの授業とに分け、後者の学校では、読み書き・唱歌が教授されたように記されていた。ところが右の記録では、読み書き・唱歌のみでなく、ラテン語・哲学・倫理神学・思弁的ククルソ神学もその学校で教授されたという。その学校は、イエズス会外のすべての希望者に開放されていたという。同様な例がコチンにも存在したようである。一六一三年一月一二日付けゴア発ポルトガル国王宛て書翰（差出人不詳）に、次のように見える。「コチン司教座に競争のために、ウマニダデ古典学・アルテス テオロジヤ エスコラス・フプリカス教養科目・神学の公開の学校を開設し、イエズス会コレジオの中で、これらの学フアクルダデス問を講じる。」⁽⁸⁵⁾

次の史料に、サン・パウロ・コレジオはセミナリオの如きものだ、との記載が見える点と関連するものである。

「一六一九年年報」(一六一九年二月二八日、マカオ)に次のように見える。「このマカオのコレジオはセミナリオの如きものであり、日本・シナ・コチンシナの三布教地の者を受け入れるので、今年そこにイエズス会士八六人が駐在する。内パードレ四七人・イルマン三九人である。日本・シナから追放された者、新たにヨーロッパから渡来した者、以前からの居住者から成る。

プロフェッソ・デ・クワトロ・ウオトス
 盛式四誓願司祭一六人・単式終生誓願司祭一五人・
 助修士九人。教師は五人で、倫理神学一人・
 哲学一人・ラテン語二人・読み書き一人である。⁽⁸⁶⁾

この年報には、「学校」云々の記載は見えず、サン・パウロ・コレジオの擁する教師は五人であったという。ただ右の中で注目すべきは、当コレジオがセミナリオの如きものであった、という記述である。ここで言うセミナリオとは、教区司祭養成機関の意味のセミナリオのことであろうが、サン・パウロ・コレジオがそのセミナリオの如きものであったと言う。それは、前出史料に記述されていた通り、イエズス会外の者もそこで学んだこと

によるものであろう。

「マカオ市マードレ・デ・デオス・コレジオの一六二〇年報」に次のように見える。「本年一六二〇年このコレジオに駐在した会員数は八〇人であった。すなわちパードレ四五人・イルマン三五人である。日本人とポルトガル人とからなり、修学生もいれば助修士もいる。パードレたちの内、一人は思弁的神学、一人は倫理神学の講義に携わっている。二人は文法と古典学の教師である。他の二人の内一人は学校の読み書き、他は唱歌の教師である。⁽⁸⁷⁾

右の史料はまた、コレジオの授業と「学校」の授業と

	ラテン語	哲学	神学	付属学校の教科
一五九四年	文法 古典学	教養科目(五五)	倫理神学 神学	読み書き
一五九七年	ラテン語2	教養科目1	倫理神学2 神学1	
一六〇三年	文法1 古典学1	哲学2	倫理神学2 神学3	読み書き1
一六〇八年			倫理神学 思弁的神学	
一六一六年	ラテン語2		倫理神学1	読み書き・唱歌1
一六一八年	ラテン語	教養科目	倫理神学 思弁的神学	読み書き 唱歌
一六一九年	ラテン語2	哲学1	倫理神学1	読み書き1
一六二〇年	文法・古典学2		倫理神学1 思弁的神学1	読み書き1 唱歌1

を分けて記し、前者に就いては教師は四人で、思弁的神学一・倫理神学一・文法・古典学——つまりラテン語——二。後者は二人で、読み書き一・唱歌一であったという。

以上挙げた史料により、サン・パウロ・コレジオ

におけるカリキュラムを表示する⁽⁸⁸⁾。科目名の下の数字は教師の人数である。

(原語を再確認しておく。古典学 *humanidade*・哲学 *filosofia*・教養科目 *artes*・倫理神学 *casos de conciencia, teologia moral*・神学 *teologia*・思弁的神学 *teologia especulativa*。なお最後の思弁的神学 *teologia especulativa* は、教理神学 *teologia dogmatica* のことであろう⁽⁸⁹⁾)。

表中一六一八年については、コレジオ内の公開の学校の教科であって、マカオのポルトガル人の子弟やその他の希望者が生徒である旨、史料に記されていることは先に見た通りである。しかしコレジオと類似の教科が、別途コレジオ内の「公開の学校」で教授されたとは考え難い。この学校とはおそらく、今ここで問題にしているセミナリオの前身と言つてよいであろう。

「マカオのマードレ・デ・デオス・コレジオの一六二一年年報」(一六二二年二月三〇日付け)には、末尾に発信地として「日本とシナの本コレジオおよびセミナリオ⁽⁹⁰⁾」と記されている。前出「一六一九年年報」に、本コレジオはセミナリオの如きものであった、と記述されていたが、ここにくると、コレジオ内またはそれに隣接して、教区司祭養成機関としてのセミナリオが姿を見せて

きたと言えよう。ただそうであっても、右に見てきた通りコレジオの擁した教師はほぼ一貫して五人前後であり、その人数でラテン語・哲学・神学を教授してきた。セミナリオが一応コレジオから分離した形になっても、そのセミナリオにおいてコレジオとは全く別途に、司祭養成のための授業が行なわれたとは考え難い。おそらくイエズス会司祭を目指す修学生が学ぶコレジオの授業を、教区司祭を志願する者も聴講したのである。

右のような推測に立つと、セミナリオの創設時期を明確にするのは困難であるが、右に列挙した授業科目を伝える史料によると、一六二〇年前後にそれが姿を見せ始めたと言つてよいであろう。

* * *

ちなみに、最初府内に創建され、後各地を転々とした末最後長崎に移った、日本のコレジオについて見てみる。同コレジオのカリキュラムは基本的に、古典学・哲学・神学であつて、この古典学において、ギリシア語の代りに日本語と日本の古典文学が教授されたという⁽⁹¹⁾。府内のコレジオの学生は合計一六人で、日本人は二人、その他は皆ポルトガル人であったという⁽⁹²⁾。ギリシア語の代りに日本語・日本の古典が講ぜられたのは、学生がこのよう

な構成であったからである。

一〇

以上記してきたことの要点を次に纏める。

- 一、マカオに、イエズス会の教育機関であるサン・パウロ・コレジオとは別に、司祭養成を目的とするセミナリオを日本人のために創設しようという計画が、イエズス会を中心に立てられた。それは特に一六一〇年代に入つて、禁教・迫害対策として日本人司祭の必要性が増したにもかかわらず、イエズス会が入会と叙品の面で日本人を忌避する方針に傾斜したため、その解決策として企画されたことだと考えてよいであろう。
- 二、九により、日本人を日本からマカオに連れて行つて、教区司祭にすることは困難であった。現実にそのセミナリオで教育するのは、現にマカオにいる日本人たちが主として対象となつたと言つてよい。
- 三、この日本人のためのセミナリオがマカオに創設されたのは、一六二三年とする説があるが、その点確証は得られない。ただし、一六二〇年前後であつたようである。
- 四、日本人教区司祭パウロ・ドス・サントスは一六三六

マカオのセミナリオ

年死亡したが、その際貿易により蓄積した資産の一部一万二〇〇〇タエルを、マカオにおいて司祭を志してセミナリオに学ぶ、日本人少年一二人の養育費として遺贈した。サン・パウロ・コレジオの院長はこの遺産の内九〇〇〇タエル弱を投じて、家屋と店舗合わせて一一軒を購入し、遺産の保全と、そこからの賃貸収入を図つた。残りの三〇〇〇タエル余は、マカオ駐在プロクラドールが管理し、年七パーセントの率で支払つた。合わせて年レアル貨三三八・九八六タエルになつた。

- 五、パウロ・ドス・サントスの遺産により養育を受けた日本人少年であるが、彼の死亡時には一二人いたが、その後何らかの事情で彼らの進路に変更があつたようで、一六六一年当時はこれが六人に減じていた。そしてこの年六人の内三人は、プロクラドールのかねで養育を受けるようになった。一六六三年現在引き続き、パウロ・ドス・サントスの遺産で養育を受けていたのは、セミナリオにいる三人だけであつた。
- 六、問題のセミナリオであるが、一六二〇年前後に作られた日本人のセミナリオが、その後永く存続したわけではなく、これは創設後しばらくして廃校となり、そ

れに替わる形でパウロ・ドス・サントスの死後間もなく、ポルトガル人のセミナリオが開設されたようである。一六三八年五月巡察師ディアスはセミナリオの規則を作成したが、それはこのポルトガル人のセミナリオであろう。ポルトガル人のセミナリオの「設立者」は、ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリヨとその妻であった。カルヴァーリヨは死亡する直前に、イエズス会の要望に応じて、セミナリオをサン・パウロ・コレジオに贈与した。

七、当初日本人のセミナリオにいた日本人少年は、その廃校後は、替わって作られたポルトガル人のセミナリオに移った。同セミナリオがサン・パウロ・コレジオに移管した後も、そのままセミナリオに居住した。

八、日本人のセミナリオ・ポルトガル人のセミナリオ共に、サン・パウロ・コレジオへの移管の前後を通して、カリキュラム編成や授業の面で、同コレジオのそれと全く別途に運営がなされたとは考えられない。同コレジオの教師による出講や、セミナリオ生徒によるコレジオ授業の聴講が行なわれたのではないか。

九、幕府は日本人が海外で司祭になって帰国するのを阻止するために、日本人キリシタンの海外渡航を禁じた。

それは、マカオに日本人教区司祭養成を目的としたセミナリオを創設することが具体化した頃と、時期を略同じくする。幕府のこの措置は過剰反応ではなく、禁教の目的貫徹のためには、当然執るべき施策であったと言わねばならない。そしてこの政策は、いわゆる鎖国令の、日本人出入国の禁に繋がるものと言うべきであらう。

註

- (1) Francisco Rodrigues, *A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões, Pôrto*, 1935, p. 62.
- (2) Andrew Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China*, Boston, 1836, pp. 17, 18. Manuel Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, Macau, 1956-1961, p. 166-181; XII, 1976, pp. 313-338. J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae, 1968, p. 903. Michael Cooper, *Rodrigues the Interpreter*, New York-Tokyo, 1974, pp. 270, 271.
- (3) *The Travels of Peter Mundy, in Europe and Asia, 1608-1667*, III, Cambridge, 1919, Kraus Reprint Limited, Nendeln, 1967, p. 162. C. R. Boxer, *The Portuguese Seaborne Empire 1415-1825*, London, 1969, p. 353.
- (4) 例へば *Biblioteca da Ajuda*, 49-IV-66, f. 45; 49-V-3,

- f. 1 ; 49-V-4, f. 1 ; 49-V-5, ff. 20, 77v, 183, 285, 335v ; 49-V-6, f. 61 ; 49-V-7, ff. 1, 92, 181. 等。
- (5) Ioam Rodriguez, *Arte Breve da Lingoa Japoa, em Amacao no Collegio da Madre de Deos da Companhia de Iesu*, 1620.
- (6) M. Teixeira, op. cit., VII, 1967, p. 308.
- (7) M. Teixeira, op. cit., III, p. 169.
- (8) Eusebio Arnáiz, *Mãe das Missões no Extremo Oriente*, Macau, 1957, p. 24.
- (9) Documentos remetidos da Índia ou Livros das Monções, I, Lisboa, 1880, p. 88.
- (10) 可児弘明氏から次の文献の教示を受けた。これも表題にはSeminaryとあるが、内容はサン・パウロ・コレジオ隣接の教会についての、建築学的・美術史学的研究である。M. Hugo-Brunt, "An Architectural Survey of the Jesuit Seminary Church of St. Paul's, Macao", *Journal of Oriental Studies*, vol. 1, no. 2.
- (11) Documentos remetidos da Índia ou Livros das Monções, IV, Lisboa, 1893, pp. 368, 369.
- (12) José F. Ferreira Martins, *Os Vice-Reis da Índia*, Lisboa, 1935, p. 107.
- (13) M. Teixeira, *Macao e a sua Diocese*, III, pp. 32, 33.
- (14) Documentos remetidos da Índia ou Livros das Monções, IV, p. 369.
- (15) *Ibid.*, IV, pp. 369, 370.
- (16) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 38, f. 240v.
- (17) *Jap. Sin.* 38, ff. 251v, 252.
- (18) 岩生成一『南洋日本町の研究』南亜文化研究所、昭和一六年、九～一三頁。同『続南洋日本町の研究』岩波書店、一九八七年、一～九頁。
- (19) E. H. Blair and J. A. Robertson, *The Philippine Islands*, XVIII, p. 231. 岩生成一『続南洋日本町の研究』一〇頁。
- (20) 「細川家記」忠利譜、元和七年七月二十七日条、東京大学史料編纂所。岩生成一『続南洋日本町の研究』一一頁。
- (21) 『大村家秘録』(『史籍雜纂』一)一六九頁。
- (22) 『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之下、東京大学史料編纂所、昭和五五年、一五五頁。同訳文篇之下、昭和五五年、七九七頁。岩生成一『続南洋日本町の研究』一一・一三頁。
- (23) 岩生成一『続南洋日本町の研究』一三・一四頁。
- (24) *Jap. Sin.* 38, f. 182, 182v.
- (25) 拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、六五〇～六五六頁。
- (26) *Jap. Sin.* 37, f. 229.
- (27) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、昭和六〇年、四三九頁。
- (28) *Jap. Sin.* 34, f. 109.
- (29) *Jap. Sin.* 34, f. 111.
- (30) *Jap. Sin.* 38, f. 260.
- (31) *Jap. Sin.* 38, ff. 257v, 258.
- (32) *Jap. Sin.* 38, f. 271.

- (33) F. Rodrigues, *A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões*, p. 62.
- (34) M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, pp. 381, 382; VII, pp. 307, 308. Manuel Teixeira, "The Japanese in Macao in the XVIth and XVIIth Centuries", *Boletim do Instituto Luis de Camões*, v. VIII, n. 2 e 3, pp. 168, 169.
- (35) M. Teixeira, op. cit., *Boletim do Instituto Luis de Camões*, v. VIII, n. 2 e 3, p. 169.
- (36) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-7, f. 103. 拙稿「キリシタン教会のマカオ駐在財務担当「パーダレ」中」(『史学』五四ノ一)一八頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、四三五頁。
- (37) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-7, f. 106. 同右拙稿「中」一二頁。同右拙著「四四」一頁。
- (38) 拙稿「転び伴天連トマス・アラキ」(『史学』四八ノ四)七〇九頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』六〇三〜六〇七頁。
- (39) 一七二八年イエズス会はマカオに、シナ布教向け宣教師の養成を目的にサン・ジョゼ・セシナリオを作ったが、これは別である。このサン・ジョゼ・セシナリオについては、次の文献がある。M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, p. 382; XII, pp. 339〜398.
- (40) António Francesco Cardim, *Relazione della Provincia del Giappone*, Roma, 1645, p. 9. F. Rodrigues, *A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões*, p. 62.
- (41) E. Arnáiz, *Macau, Mãe das Missões no Extremo Oriente*, p. 148.
- (42) J. F. Schütte, *El «Archivo del Japón»*, Madrid, 1964, pp. 46〜63.
- (43) M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, VII, p. 308.
- (44) *Ibid.*, VII, pp. 308, 309.
- (45) *Ibid.*, VII, p. 310. M. Teixeira, "The Japanese in Macao in the XVIth and XVIIth Centuries", pp. 171, 172.
- (46) 拙訳『イエズス会と日本』二、岩波書店、一九八八年、五七一・五七二頁。
- (47) *Jap. Sin.* 16-I, f. 131. 拙訳「同右」一、一七六頁。
- (48) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-11, ff. 577〜623v. C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, Lisboa, 1959, pp. 137, 325, 326. C. R. Boxer, *Portuguese Merchants and Missionaries in Feudal Japan, 1543-1640*, London, 1986, pp. II-10, 11. 一六三六年一月二六日付けマカオ発「マヌエル・テイアスの総会長宛て書翰」。*Jap. Sin.* 18-II, f. 246v.
- (49) 清水絃一「長崎奉行一覽表の再検討」(京都外国語大学『研究論叢』一五)六・七・一四頁。
- (50) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-11, f. 611v. C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, p. 324.
- (51) 拙著『キリシタン時代の研究』六五〇〜六五六頁。
- (52) *Jap. Sin.* 18-II, f. 226v.
- (53) 一六三五年六月一八日付けマカオ発マヌエル・テイアスの総会長宛て書翰 *Jap. Sin.* 18-II, ff. 226〜227. H. チースリク「クリストヴァン・フェレイラの研究」(『キ

リシタン研究』二六)一〇三・一〇四頁。

- (54) C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, p. 137.
- (55) パウロ・ドス・サントスが経済的支援をした先は、このマカオの日本人セミナーオ生徒だけではない。彼はその死に当り、何軒かの家屋をマカオのコレジオに寄付した。これは七〇〇〇パルダオと評価された(Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 73)。このサントスがサン・パウロ・コレジオに寄付した金額については、一七八三年ポルトガル女王ドナ・マリア一世の北京司教アレックス・ドレ・デ・ゴウヴェア〔一七八二—一八〇八年在任、Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, XII, p. 152〕宛て指令(宛て一万二四八—タエルニマス八ロンドリンと記されてゐる(M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, VII, p. 310)。しかしサン・パウロ・コレジオへの寄付としたのは明らかに誤記で、これはセミナーオに学ぶ日本人少年たちの養育費としての寄付金である。さらに矢張り死に際し、トンキン布教に五〇〇タエルを、コチンシナ布教にも五〇〇タエルを寄付した(Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 101, *Jap. Sin.* 23, f. 4v)。
- (56) ポルトガル本国およびポルトガル領インド各地に設けられた慈善事業の施設の一環として、マカオにも設置されたもの。孤児院一、病院二が付属した。C. R. Boxer, *Portuguese Society in the Tropics*, Madison and Milwaukee, 1965, pp. 47, 59~62. J・ヴィッキ「ポルトガル領インドにおける「ミゼリコロジヤ」の組」(『キリシタン研究』一五)。

マカオのセミナーオ

- (57) J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I*, Romae, 1975, p. 1234.
- (58) saissi. 中国語の shan-shi. 純銀の延之棒のしじ。S. R. Dalgado, *Glossário Luso-Asiático*, II, Reimpressão da edição original de Coimbra 1921, Hamburg, 1982, p. 273.
- (59) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, ff. 558v. ~563.
- (60) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 560.
- (61) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 560.
- (62) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 561.
- (63) M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, p. 382; VII, p. 308.
- (64) *Ibid.*, III, pp. 363, 364. 等〇他。
- (65) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 561.
- (66) M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, VII, pp. 308, 309.
- (67) Biblioteca da Ajuda, 49-V-8, f. 449; 49-V-11, f. 558v. C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, p. 329. 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究』吉川弘文館、平成四年、二五三頁。
- (68) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 558v.
- (69) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 559v.
- (70) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 561v.
- (71) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 561v. 引用文の末尾近く f. 562v. にも同様な記述が見える。
- (72) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 561v. 末尾近く f. 562v. にも同様な記述が見える。
- (73) 尚フランシスコ・ロドリゲスは、セミナーオの制服

五三 (五三)

を「紫色のサージの無袖長袍および深紅色の織物または赤い繻子の長上衣」と記す(F. Rodrigues, *A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões*, p. 62. M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, VII, p. 308.)。しかしこの制服の問題がこれと関わるか否か不詳である。

- (74) ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリーヨの活動については、ボクサー氏の論著に類出する。彼に関する略伝的記述としては、次の文献がある。C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, p. 90. C. R. Boxer, *Estudos para a História de Macau*, Lisboa, 1991, pp. 62, 63. また筆者は未見であるが、次の文献もあるという。C. R. Boxer, *Breve Relação da Vida e Feitos de Lopo e Inácio Sarmiento de Carvalho, Grandes Capitais que no Século XVII Honoraram Portugal no Oriente*, Macau, 1940.

(75) C. R. Boxer, *Estudos para a História de Macau*, p. 63.

(76) Jap. Sin. 18-1, ff. 169~171.

- (77) H・チースリク「セミナーリオの教師たち」(『キリシタン研究』一一)。柳谷武夫「セミナーリオの生徒たち」(『キリシタン研究』一一)。片岡千鶴子「八良尾のセミナーリオ」昭和四五年、キリシタン文化研究会。Jap. Sin. 2, f. 36v. J. F. Schutte, *Valignano's Mission Principles for Japan*, vol. I, part I, J. J. Coyne tr., St. Louis, 1980, p. 348.

(78) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 46.

(79) Jap. Sin. 52, f. 43v.

(80) Jap. Sin. 52, f. 267.

(81) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 1v.

(82) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 16.

(83) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 183.

(84) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 224v.

(85) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 79.

(86) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 225v.

(87) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 285; 49-V-7, f. 173.

(88) サン・パウロ・ロンジオの授業構成・時間割り・試験等に関する、次の文献がある。M. Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, XII, pp. 322~327.

(89) 草創期イエズス会会則に「ロンジオで学ばせしむる問の一〇五」に theologia speculativa が挙げられている。D. F. Zapico, *Regulae Societatis Iesu*, Romae, 1948, p. 126.

(90) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 343v; 49-V-7, f. 281.

(91) A・シェフリーデ「府内のコレジヨにひつて」(『キリシタン研究』一〇)六〇~六二頁。H・チースリク「府内のコレジオ——大友宗麟帰天四百周年によせて——」(『キリシタン研究』二七)九七~一〇六頁。

(92) チースリク、同右、一二四~一三八頁。